

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 86. JUILLET 1895.

(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄會雜誌

號六十八第

明治廿一年五月創刊

(明治廿五年六月六日發行首號)

明治廿八年八月

謹啓小生事先般實學研究の爲め靜岡東北典獄會へ臨席傍聽相願候處特別の御取計を以て幸に御許可被成下之か爲め大に實益を得候段難有奉拜謝候就ては一々御禮可申上候の處會務繁劇の折柄略儀ながら誌上を以て謹みて謝辞申述候頓首

佐野尙

佐野尙

東北地方典獄各位

追白本會雜誌第八十三號へ記載したる彼の壓胸衣の儀は充分の改良を加へ見本一個を携帶し同會にて實務家諸君の一覽に供し其の適否を伺ひ候處大に御賛成を被り誠に好結果を得候段恐悦の至に奉存候其の節直に製造方御依頼相成候御方も有之候へ其何分御多人數のこととて御姓名伺ひ漏れも可有之候やも難計候に付御手數恐縮の至に候へ其更に御申込被下度候左すれば早速に其の向へ注文致し調製方取計可申候也

發行兼編輯者	佐野
印 刷 所	池田宗平
東京並木活版所	

明治廿八年六月三十日發刊

東京市牛込區若宮町十番地	大日本監獄協會事務所
東京市淺草區黑船町廿八番地	東京並木活版所
東京市淺草區黑船町廿八番地	東京並木活版所書店

本雜誌上官報欄内は從來監獄職員の任免異動等を都て掲載し來り候へ共其間或は御報告なき向有之遺憾不尠候希くは將來各監共御報告の勞を煩じ度不堪切望候

謹告

大日本監獄協會雑誌第八十六號目次

- ◎論述
- 集治監假留監官制改正の發布に就きて
- 集治監典獄の特別任用法
- 監獄衛生
- ◎雜錄
- 北海道集治監 ○集治監典獄特別任用令 ○警視廳典獄の特別任用
- 集治監の位置名稱 ○在監人の臥具 ○御紋草井に勅語文のある用
- 箱に就きて ○警察署の監獄事務 ○監獄課長の新任 ○北海道集治監
- 意 ○監獄構内に物品を放置する勿れ ○身分紙中觀察官の執禮 ○工場監守の注
- 入室放免房 ○看守官の教官方 ○懲罰の判定に就きて ○兵庫縣中觀察官の執禮 ○工場監
- 幹事タフク氏來館 ○英語かワルド協會の記入 ○新規工藝の新注
- 九州典獄協議會決案
- 九州典獄協議會決議委員小河氏通信
- 裁判釋
- 特異の監獄
- 死刑囚徒に土地の譲渡
- 實驗報告
- 二十五件
- 三五
- 寄書
- 女監取扱の善成に就きて ○女囚の管理に就きて ○鐵心狂士の看
- 守勤務法說を贊成す ○真正なる監獄改良 ○看守採用を說きて其の
- 養成法に就ぶ
- 官報
- 通信
- 葉報
- 數件
- 附録
- 萬國監獄會議決議目(接前)
- 監獄廿八年度豫算表

愛知博士
愛知縣與獄正七位村井高正君序
愛知縣監獄教諭師千葉知養師序
愛知縣監獄教諭師山田大應君合編
愛知縣監獄教諭師横井智量君合編

金枝玉花教誨叢書

謹告

愛知縣名古屋市本町五丁目

書肆若山大成堂藏版
看守必携の編纂大分縣監獄署員古川利
治氏の今回編纂に係る補珍現。看守必携
なる書冊は當局者執務上頗る至便の書
冊にして實に本書は必携の二字に背か
ざるか故御入用の諸君は大分縣監獄署
古川氏へ御申込有之度此段廣告仕候也

廿

八年

度

豫算

監察課二種

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

日

年

月

大日本監獄協會雑誌第八拾六號

明治二十八年七月

論 説

●集治監假留監官制改正の發布に就きて

誰か知らむ、此の冷靜なる社會に、轟然聲を放ちて、吾人の耳を震盪するものあらむとは、若、單に、吾人眼力の及ぶる範圍の現象を察して、天外萬里をトする者あらば、必や、這般の消息に對して、驚駭措く所を知らざるべし、陰雲漠々たるの邊は、多くは、是、吾人の測知し得べからざる者

既に、官制の改正と謂ふ、是を通覽し來たれば、唯、單に北海道集治監を移して、内務省の直轄と爲さしめたるに過ぎず、法文の上より視れば、固より、簡單無味なるが如き觀ありと雖も、而かも、其の監督權の移轉を中心としたる点より視來たれば、至重至大、また恐らくは、是に過ぐるものなかるべし、我輩茲にその理由のある所を揣摩臆斷して、評言を加ふるも、亦、無益の業にはあらじ

惟ふに、始、北海道に、集治監を設置したるの艦船は、明治十四年八月、樺戸に、全十五年六月、空知集治監に、續いて、全十八年九月、釧路集治監を建設し、共に、内務省の直轄と爲したりき、然るに、全十九年一月、北海道に道廳を置くに當り、全道の施政を掌理せしむるの結果、樺戸、空知、釧路の三集治監をも併せて、道

廳をして、直轄せしむるに至り、全二十四年に至りて、北海道集治監官制を改正し、空知、釧路の両集治監を集治監分監とし、又、全年網走分監を設置し、本年、亦、十勝分監を設くるに至り、遂に、又、今日の改正に遭ひ、再、内務省の直轄に歸したるなり

斯の如く、北海道に在る集治監をして、中頃、獨、道廳管轄の下に屬せしめたる所以のもの、恐らくは、拓地殖民の主要なる、目的を貫徹せしめんが爲め、已むを得ず、此の計に出でたるならん、然れども、殖民の爲め、監獄を設置するの政策の不利なる所、既に、前轍のあるあり、殊に、少しく其の土地の開くるに當りては、甚しく荼毒を流し、一の犯罪國たらしむるの感あり、之を今日北海道の實況に就きて極言すれば、殆、全道の良民は、囚人を恐るゝこと、熊熊よりも甚しうと謂ふ、是を以て、當局者も、夙に觀る所あり、放免囚は、悉、内地に送還するの策を執り、在監人員は、七千人を限度と爲したものと聞く、我か輩固より、放免囚處遇策の當を得たるを喜ぶ、然りと雖も、依然集治監をして、道廳監督の下に屬せしむるは、幾多の不便あるを免れず、不便、尙、忍ぶべし、爲めに、獄治の進歩を防害し、容易に、舊慣を脱却する能はず、一種の情弊纏綿し來り、萬葛の如く、また、之を剷除する能はざるの状なしとせず、今日に於て、内務省の直轄に復歸せしめたるもの、少なくとも、以上の理由は、その一原因なるべしと雖も、是等は、當局以外の、我か輩の觀察し得べき所に非ず、唯、茲に主要なる理由を陳べて、讀者の清覽を煩はさん。

一、或は、北海道廳は、十分に、その監督の實を完うする能はざるかを疑ふ、道廳は、北海道全般の施政を掌り、その事務の煩雜なる、昔に府縣の比のみに非ざるべし、獨、境域の廣袤なると以て言ふも、九州全体より大に、従ひて、行政事務、また多く、殊に、新開の土地たるを以て、拓地殖民の方法、農桑水

産に關する事業等、之を完全にする、望蜀の念を起こさば、僅に一道廳の管理し得べき所に非ざるなり、况、之に監獄の特別事務を附托せられたるをや、勢、監獄事務は、諸事務の整理を終へて、始めて着手するの風ありて、其の改良を遲延ならしむることあるを免れざるは、實情に照らして、強ち咎むべき事に非ざるべし、素より、監獄事務を道廳に附したるの曲は、既に我に在りたりとすれば、木に縁りて魚を求めるとするの愚は、我に於て免れざるなり

二、豫算編製の上に於て、最、利便を得べし、若、現時の如く、内地集治監、北海道集治監の二款に分かれ、互に相特立せしむるときは、實際流用支辨を爲し得ざる不利不便を來すべし、假令ば、囚人増減の如きは、豫、測知する能はざるを以て、若、非常に過剰を來たし、北海道に移送するの必要あるに際して、内地集治監に在りて、其の押送費なきときは、例、北海道に、幾多の押送費の殘餘あるも、已むを得ず、之を翌年度に延ばさざる可からざる事情を生じ、又、之に反して、北海道に在りて、放免囚を、内地に返送するの必要を生じたるときは、之が押送費なきときに至りては、尙、一層の困難を感するに至るべし、是を以て、之を合併し、單に集治監と云ふの一欵に編入整理するときは、編製上、統一するの利便あるのみならず、互に、流用支辨し、過不足を補償し得るの便益あり

三、内地集治監のみ、内務省の直轄となし、北海道に在るもの、省除するの理由なし、既に、今日の勅令にて、集治監を、内務大臣の監督とする上は、北海道に在る者も、亦、内務省の監督に歸せしめざる可からず、拓地殖民の一理由を以て、道廳の主管に属せしむと謂ふと雖も、今日に在りて、既に、其の弊を曉したる上は、最早、道廳の手に委するの必要なきは、無論なり

予輩は、以上の理由に依りて、今般、官制改正の美舉に出でたるものと信す、その臆測の當否は、姑、措きて、茲に論せざるも、何か故に、今一步を進めて、各分監を廢し、特立の集治監と爲さしめざるかを疑ふ、北海道の道途遠隔にして、本分監の間、往復通信の便、極めて悪しく、各分監を巡視するにも、多數の日子と、困難とを経ざる可からず、殊に網走の如きに在りては、集治監（本監）に出づるよりも、却りて、内務省に出づる方、便利にして早しと謂ふ、斯の如きの實況なるが故に、不知不識の間、監督不行届となりて、統理の實を擧ぐること能はざるべし、加之、改正官制に依りて、之を觀るも、典獄事故あるときは、上席分監長、其の事務を代理すべき旨を、規定しありと雖も、全く實際に適合すること能はざる法文にして、若、典獄の事故生じたるとき、上席分監長は、直に、樺戸本監に赴かざる可からず、然るに、分監は、何れも、皆、道途僻遠の地に在るを以て、之が爲め、數週日の往復日數を要し、偶、到れば、既に事故の息みたる後か、否らずば、僅に、二三日間の滞在に過ぎず、之が爲め、分監長も、亦、分監長代理を置かざる可からず、斯の如きの弊、蓋、内務省にても、夙に觀る所ありたるならむ、知りて容易に之を改むる能はざるは、別に深因なくんばあらず、我輩、その深因如何なる邊に潜めるかを知る能はずと雖も、早晚、是等の改正を要すべしと雖も、決然今日に於て、斷行するの勇なきを惜む、希くは、その官制改正の利便と、一面十全なる改正を施す能はざるの不便とは、共に將來の集治監に於て、之を觀察し、是非の評言を分たひ、全道に在る當局者は、少なくとも、官制改正の理由のある所を詳悉し、改善に銳意なるの熱心あらむことは、我か輩の茲に保證する所なり

●集治監典獄の特別任用法

若、監獄官吏をして、一の特殊行政官となさしめば、集治監典獄は、多年監獄に練熟したる者をして、當らしめる可からず、一面、廳府縣典獄をして、將來榮進の希望を繼ぎ、一面、監獄行政の特殊を顯はし、他界の濫入を防遏するの意、該任用法に於て、十分知悉することを得むか、當局諸氏、努むる所なかる可からず、努めて、實績を擧げよ、自、榮進の道あり、予輩誠に、該任用令の發布を、喜祝せざるを得ず

●監獄衛生

時今や將に、三伏の炎渦中に入らむとし、病魔來侵の處あり、本年は、種々の關係よりして、病軍の襲害招來すべしとせば、監獄醫たる者、閑如として、脈治をのみ、專どすべき秋ならんや、日々の食糧、作業の關係、排泄物に對する注意等、一として、當然監獄醫の職責に屬せざるはなし、余輩、今にして、之を嗅々するを要せず、唯、茲に一言する所以のものは、若、万一にも、不幸にして、病軍の監獄に襲入することあらば、監獄醫の一一大曠職として、之を訴へざる可からざるに在り

雜錄

●北海道集治監

(内務省の直轄となる)

斯ありたしと望みし、北海道の集治監も、今は、内務省の直轄の下に歸したり、元來、同集治監は、内務省の直轄なりしか、明治十九年、官制改正ありし際、北海道廳の管轄となり、前後十年の久しき間、殆、繼子視せられ、否、里子となりしもの、今や實母の許に復歸したり、彼か、從來の生育發達如何は、克く人の知る所、尙、將來に在りては、益、健全に、益、敏達に成長し、世の趨勢に伴ひて、自立自營の基礎を定め、進化せんことをのみ希望す、若、夫、何時迄も、繼子風云はん、余輩は、只管他日の成長を待つものなり

●集治監典獄特別任用令

(前途多望勉むへし屬むべし)

諸府縣典獄、又は集治監分監長にして、滿三年以上奉職し、現に其の職に在るものには、別に試験を用ひず、

集治監典獄に任用せらるゝこと、はなりぬ、近來、監獄の事、沈靜聲なきに際し、肅然斯る勅令の發布ありしは、實に思の外に出てたる所にして、實務家の歎讀するものなるや、疑ひなし、抑、集治監典獄の職務たる、獐惡奸暴の匪徒を、制馴感化するものなれば、經験と熟練との兩者を併有し、治獄の謐奥、行刑の眞理を、領得したるものに非ざるよりは、克く其の實を揚くるほど能はざるべし、而して、斯る人物を得んとするには、斯る特別例を設けて、有爲達識の士を、拔擢せんばあるべからず、若、夫、警部長、郡長、若しくは、參事官の如き、緣遠きものを任用するか如きは、予輩の、最、不可を唱ふる所なり、且、又、典獄の職務たる、其の性質上、終身官とも爲すへきものなれば、之を遇するにも、亦、其の主趣を以てせざるべからず、故に、永久其の職に安せしめ、身を以て、監獄と共に終はるの希望を、喚起せしむるか爲め、斯る昇進榮達の途を開かれたること、誠に當然のことなれ、請ふ、諸府縣典獄、及、分監長諸士よ、諸士の前途は、實に多望、多幸なりといふべし、層一層の精勵、艱れて止まざるの精神を以て、他日の成功を期せられんこ

とを

●警視廳典獄の特別任用

(當然のことなるべし)

警視廳典獄に限り、是迄特別任用令なきは、其の何の意に出てたるか、常に怪訝の念を懷き居たりしか、今般集治監典獄、特別任用令と同時に、發布されたるを見れば、別に、因由ありての故にはあらざるべしと云ふ

●集治監の位置名稱

(別に告示を要せず)

改正の集治監、假留監官制第一條に、位置名稱は、内

務大臣之を定むとあるを以て、更に告示にても、發せらるゝかと云ふに、此の度の改正は、内地と北海道との、集治監を合同したるに過ぎずして、位置名稱等に於ては、變はることなきか故に、從前の儘にて、別に告示等は、發せられずとか聞けり

●在監人の臥具

(毛布を用ふるを便とする)

監獄則には、在監人へ、貸與の臥具は、蒲團である足以て、暖國杯にては、往々不便ありし趣なるか、過般

●御紋章并に勅語文のある書籍に就きて

(其の取扱を鄭重にすべし)

在監人看讀書籍中、御紋章、又は詔勅文のあるものは、最、鄭重嚴密に取扱はしみへきは、當然なるもの、往々見聞する所に依れば、板間、土間、臥具の端等、處嫌はす、放置して、恬然意に介せざるものありとか、予輩素より、之を信せず雖も、斯る書籍に就きては、其の取扱方を訓諭し、苟も足許杯へ、置かしむることはなく、一定の高棚等に裝置せしめ、之を繙くの際においても、相應の敬意を表せしめ、之を懲懲して、國体の如何、臣民の本分を訓教して、改善感化の資と

なすべし、若も前に云ふか如き、取扱のありどせば、啻に、在監人其のものゝ不敬に止まらすして、其の責や、之を検束する吏員に在りと云ふへし、殊に、在監人に直接する看守長、看守は、最、其の點に注意あるへさば、勿論なりとす。

●警察署の監獄事務

(典獄の注意を望む)

警察署留置場にて、拘留其の他、短期の刑を執行するに就きては、其の身上に關する書類帳簿等は、全然監獄と、同様の種類のものを、整備せざるを得ず、然れども、警察事務と、監獄事務とは、大に、趣を異にする所あるを以て、之に不馴れる警部に一任し置くときは、其の定成を期すること難し、之等は、時々典獄に於て、警部長と協議し、且、典獄巡視の際に在りては、各警察署長に注意して、十分整理の實を擧げしめざるもの、其の主たるものなるべし。

●監獄課長の新任

(此の度は如何に)

柿木原氏、茨城縣典獄に榮轉せられし、後任として、

●北海道集治監の引續事務調査

(本省よりの出張)

官制改正に對し、引續事務の調査として、監獄課僚坪井印南兩屬、庶務局會計課僚三名と共に、同道へ出張せられたりと云ふ、引續事務に就きての調査は、如何なる事項なるかを知ること能はずと雖も、此の好機會に投合し、精密に查閱の上、舊弊を一洗せらるゝは、誠に、至當のことなるべし。若、此の際、放委緩漫、從來の成り行きの儘に爲し置くときは、何れの日か、因習を脱するを得ん、出張諸士の勞、子輩の推察する所なり、諸氏請ふ、萬難を排して、瘁心努力する所あれ。

●看守の訓授

(訓授をして嚴正ならしめよ)

中には、看守の紀律嚴正一樣ならざるの點あり、或は、典獄の訓達に就きて、其の本旨の在る所を解せざるものあり、自己の管守に關する器具の數、不明なるわざり、甚しきに至りては、門戸の鍵、鎖鑰さへ、其の數不明に属するあり、是等は、看守の訓授事項として、

當局者は、時々注意を促し、決して、不間に附し去るべからず、兎に角、看守の動作をして、一体ならしめ、紀律をして、嚴正ならしむるの方法訓授より、他に良策なかるべきを以て、最、茲に意を注がれたし

●刑事被告人の敬禮

(當事者の考案如何)

獄務概則に、在獄人には、号令を以て、凡て一齊に、敬禮を施さしむべしとするより、刑事被告人も、亦、此の中に含蓄すべきことを勿論なりと雖も、此の無罪純白の良民は、悉く在房し居るものにして、個々別居するを以て、一齊に敬禮せしむるが如き、紀律の保持を期せざるに似たり、加之、強制的に、之を行はしむるが爲めに、却りて、間々貴顯紳士の、在房したる者の感情を傷ふことあり、此の号令を施さざればど、敬禮を爲すこと明かなる以上は、一層、刑事被告人

人に對しては、此の例外と爲したる方可ならむ云々と、某治獄官は語りぬ、實際、當事者の考案は、如何のものにか

●工場看守の注意

(慎重なる看守)

工場受持の看守の机卓を觀れば、日科表散亂として、秩序を亂し、加之、私用の刃物鐵器の類さへ、紛然として、所を亂し、恰、亂暴書生の卓上に於けるが如し、若、この鐵器の類、一品なりとも、紛失したらむには、如何あらんか、思ふに、此の邊には、一向無顧着ならむ、假令、戸締まる工場にして、罷役後と雖も、刃物鐵器の類は、公私を問はず、總て、留存し置かざる注意こう望ましけれ

●監獄構内に物品を放置する勿れ

(注意一件)

獄務概則にもある如く、梯子踏臺の類は、各、錠前を付し、容易に持去ること能はざらしむること、必要にし、且、又、此の精神より推して見るも、柵板等にあら樹木の攀登し得るに便なるものは、宜しく、之れを伐採し、蔓草の類をして、板塀に纏縛せしむるが如き

こと勿らしひること、最、戒護者の注意を要するな

●身分帳中視察表の記入

(視察表を利用すべし)

或地方にては、間々身分帳中、視察表の記入済をなす所少なからず、是は、全く他表の如く、精細なる記載

例を示さるに依るならむ、なれども、既に、故獨逸

顧間に依りて、研究せられたる幾多の治獄者諸士は、今更改めて、内務省より、其の記載例を示さざればとて、記載事項は、全然知らざる譯にも非ざるべし、固

より、該視察表中には、視察したる主要の事項を掲ぐべきものなれども、今、其の一例を舉ぐれば、懲罰を假免したる場合、または、一時懲罰執行を猶豫したる場合、其の他、偽善者、若しくは、眞正の悔悟者なるか、平常の行爲如何、役業の専否、教誨の聽聞等を

も、須く明記し、彼の幾多在監人を、監督する典獄の惟一参考となるものにして、之なくんば、典獄も、亦、賞表授與懲罰の判定等を爲す際、別に、據るべき憑書なかるべし、固より、是等の場合には、調書等あ

ることなれども、平常の行爲よりして、處分すべきも

監獄官練習所の流亞と襲ひたるものならむ、然れども、管見に依れば、(某當局者の言)典獄、書記、看守長の諸氏は、既に、十分の教育もあり、且、上長官なるを以て、斯の如く、類別して、教授するを必要とするも、看守等に在りては、寧、鄙近の實例を探り、最、理會し易きを、本体とすべきを以て、學科別けと爲さず、打して一團となし、遇囚法を講ずる場合に、或は刑法の衣食剥去の條項を説き、或は獨逸法の職務的交際を述べ、逃走の場合には、刑法の條文を引援し、武器使用法を參へ説き、恰當の實例あるときは、参考どして述べ、専、看守をして、理會せしめんことを務むべし、徒に、法理に涉るが如きは、其の本意に非ず、斯の如くせば、二ヶ月の短日子と雖も、或は、適當の看守を作成するに難からじ、是につけても、看守

●懲罰の判定に就きて

(判定欄内に月日を記入せよ)

犯行あれば、必、懲罰あり、犯行と懲罰との關係は、恰、電光石火の如くなるべしと爲さば、身分帳懲罰表中、執行日は、少なくとも、看守長申出の日と、同じ

のなれば、必しも、當時の調書、若しくは、看守長の申出に依ること能はざるなり、斯の如くして、始めて、視察表の目的を達したるものとこそ、云々へけれども、云々と、其の筋の人は物語られぬ

●新入室、放免房

(誤解する勿れ)

新入室、放免房の効能に就きては、屢々本紙上に顯はるゝ所にして、實務者も、既に熟知の事ならむ、なれども、今、尙、實行に躊躇する所あるが如し、偶、實行したるものは、大に其の意義を誤解し、數名一房中に拘禁して、得々新入室、若しくは、放免房たることを誇る、故ゼーバッハ氏に對し、愧死するなきか、此の室房の得所とする所、分房にして、始めて既往を鑑み、將來を警省するの念慮を發生すべきことは、故頗

の室房の得所とする所、分房にして、始めて既往を鑑み、將來を警省するの念慮を發生すべきことは、故頗問の、最、力を盡して、講述したる所ならずや、わはれ、誤解の諸氏、知るや知らずや

●看守長の教習方

(某當局者の意見)

看守の教習科目を觀るに、多くは、刑法、獨逸監獄法日本監獄則と、科目別けしたるが如し、是、恐くは、も、其の筋の意見も、之に外ならずと聞きぬ

●科程工錢の調査

(慎重に意を用ひよ)

日課表を調査し來なれば、毎々誤記の廉を發見するこゝか、若しくは、一日以内ならざる可からず、然るに、事之に反し、數日を費やすか如きあるは、變體なり、是等の監督を嚴にせんが爲めにも、典獄の判定を與ふべき所には、月日を記入する方、便利ならむ、固より、是は、記載例には、漏れたる次第なれども、其の筋の意見も、之に外ならずと聞きぬ

●九州典獄協議會議決案 (接前號)

第一明治二十五年、大分縣にて開きし、議決に係る司獄官稱呼法を、

左の如く改正する事
但、知事に對し、及、在監人に對する稱呼法は、從前の通

一、列任官以下より、典獄に對しては、典獄殿と呼ふ事
一、列任官より、課所長に對しては、課長、又は、何課長、何所長と

呼ふ事

一、課所長より、一般判任官、及、教諭師に對し、又は、一般判任官、教諭師は、何書記、何看守長、何教諭師と呼ふ事。
二、看守、雇、授業手、押丁は、看守部長以上に對しては、殿を付する事

丁と呼ふ事

決 各縣適宜

第二 同上在監人稱呼法を、左の如く改正する事

一、在監人より、司獄官に對しては、官名若くは、苗字の下に、殿又

は様を付する事

但、雇、授業手、押丁に對しても、本文に準する事

一、在監人相互間には、稱呼番號の下に、様を付する事

但、官吏に對し、他の在監人の事を稱するときは、様を看く事

第三 看守身分候たる調製する事

決 司獄官身上簿を調製する事

第四 四人の合嗽用として、食糧を給與し、其の分量一日一夕と爲す

決 適用せざる事

第五 曾、監獄雇、授業手、押丁たりしものには、看守採用規則第二條

及、第三條三項の制限を、適用する事

第六 囚人に貸與の被服中、輸入の總量を、一定する事

決 各縣適宜

貯蓄工錢	一期間分
改悛の状	最有
自治の道	有
稍有	有
無	無

第十 身分候、行狀表中、改正建議の件

決 今、暫時實行の上、其の成績により、建議すると共し、當分

延期

第十一 教習中の看守は、看守設置程度以外させし事を、其の筋に建議する事

する事

決 略

本議は、常に、實務家の稱道する所にして、實際誠に

推察するに餘ありと雖も、尋常の人員は、在監人の數

を、基礎とするものなれば、到底、實行は覺束なから

べし、當事者、宜しく再考ありて可なり

第十二 看守長、看守の服制改正を、其の筋に建議する事

決 廉潔案

第十三 教諭師の定員を設けられんことを、其の筋に建議する事

決 取消

第十四 假出獄者、假出獄場者、及、特赦に依りて、出獄するものへ行狀を、典獄、又は、教諭師より、市町村長、神官、僧侶に通知し、保護を依託する事

第十五 假出獄、及、假出場を許したるときは、本籍地、井に、現住地最寄典獄に通知し、保護を加ふる事

決 內務省に於て、典獄會の決議の通じて、其の内にて、各縣適宜に、極大中小種小等の、數量を改むるを

第七 賞表を付與するときは、身分候、賞譽表に依りて、言渡すが、又若、後者の如くせば、之を主任者を、設くべきものなるか、當否如何

決 賞譽表に記入するは、初に事實を記し、判定を受くると、主

任者は設ける事

決 言渡書を下付する事

第八、身分候、賞譽表記入は、判決後に於てするが、又は、初、事由欄内に、賞譽すべき事實を記し、而後、判定を請ふべきものなるか、

若、後者の如くせば、之を主任者を、設くべきものなるか、當否如何

決 賞譽表に記入するは、初に事實を記し、判定を受くると、主

任者は設ける事

第九、身分候、行狀表記入方を、一定する事

決 原接

獄則の遵否	最謹守	謹守	證守	不謹守
訓令の遵否	最遵守	真	稽謹守	不遵守
言語動作の良否	最良	真	稽良	不真
親屬の思念	最有	有	稍有	無
教誨の感否	最厚	厚	稍厚	薄
監房の行狀	最真	真	稍真	不真
役場の行狀	最真	真	稍真	不真
貿易品保存の良否	最真	真	稍真	不真
衛生上の注意	最注意	注意	稍注意	不注意
作業の勉否	最勉	勉	稍勉	不勉
技能の進否	最進	進	稍進	不進

第十四、第十五の兩問題は、特に、慎重なる注意を要するものにして、極めて難きことなれども、今や、斯る好決議を見るは、吾人の大に賛賞措く能はざる所にして、是、實に、九州會議の神髓とも言ふべきか、請ふ、當事者諸君、益々奮闘して、決議事項の實を擧げ、九州特得の好結果をして、全國に普及せしめられんことを

第十六 囚人處罰中は勿論、處罰後とも、監房の間は、書籍の看護を禁するの決議なりしも、或場合には、之を許す事

決 徒刑の通

第十七 囚人發信書封皮、本囚名の肩書を、何監署、又は、何集治監某を、一定する事

決 原案

左もあらん、左もあるべし、夫、在監者の名譽を保持せんとして、或末節に拘泥し、爲めに信書の受授を保確する能はざる如きことありては、受授兩者間の不

幸は、果して如何ぞや、名譽保持も、事にして由れ

第十八 看守執務中、病氣引入を爲したるときは、出勤調理方を一定す

決 不進

紀律の嚴、監獄の正を期する上とは言へ、少しく酷に

第八十六號

雜錄

一一二

は非ざるか、病氣にも依れるも、半數以下の勤務は、悉、塗抹するは、下を御するの道に於て如何

第十九 優食費者の調査は、通常食と、優遇者の計算は、實費額を以てする、或は之より區別なすべきか、其の當否如何

第二十 看守賃給與品にして、保存期限あるものな、紛失せしめたるときは、保春期限の殘額に應して、賠償せしむる事

第二十一 貨錢業の工錢は、一時開工錢に算出する事、但、看病夫を除く決、原案

第二十二 九州連合典獄會議を、三池假留監聯合區域を定むる事
決、從前の通

第二十三 二十歳未滿の囚人には、休役時間内、毎日三分間、教育を加ふる事
決、各縣適宜

第二十四 傳染病、或は飲食物中毒、其の他の事變に依り、著しき病患者を生したるときは、病名、症狀、及、原因、經過、療法、並に其の年齡等を、通知する事

第二十五 病因を、他管に押送するときは、病種、經過、及、療法等を詳記し、通知する事

第二十六 所持品、衣類雜品の區別を、一定する事

決、原案

第二十七 看守懲罰內則を、一定する事
決、本案を標準とし、可成實行する事

第二十八 就役患者の塗布藥、又は、點眼藥は、其の都度、患者表に記載する事

第二十九 四人處罰中、(屏禁獨慎施)及、處罰後、一週間、体格検査を施行するの可否如何

第三十 當分各縣適宜と爲すと
決、當分各縣適宜と爲すと

第三十一 看護婦の服に就ひ、冬服は黒地、夏服は白地とし、地質は適宜と
決、從前の通

第三十二 女監取締の服装を一定し、來年度の懇會に付議する事

第三十三 服裝は、看護婦の服に就ひ、冬服は黒地、夏服は白地とし、地質は適宜と
決、原案

第三十四 各縣適宜との決議は、實に、惜むべきの極、如此事は、一日も早く、一定せられたし、已に佐賀縣にては、實行し居るにあらずや、一投足の勞、治獄の体面を保つこと幾何ぞ

第三十五 授業手の服装を一定し、自費にて調製せしむる事
冬服は黒地、夏服は白地とし、地質は、適宜と、製方は、詰襟の背広にして、鉗は一つ掛とす

第三十六 帽は、獨逸形に就ひ、前章は、*形の白綿を付するものとす
爰に、斯る好決議あり、爰そ前者に限り、鬪躇せらるるか

決、從前の通

第三十七 答應する事

第三十八 昨年東北の會に於ける宮城縣の決議は、舉手に決せしも、本年の靜岡縣の會にては、此の目に變更さる、素

第三十九 決、原案

第四十 當令を以て、在監人に確式せしめたるときは、官吏は、舉手して答應する事

第四十一 決、從前の通

第四十二 決、取消

第四十三 授業手の禮式は、警禮式に準據せしむる事

第四十四 決、各縣適宜

第四十五 當令を以て、在監人に確式せしめたるときは、官吏は、舉手して答應する事

第四十六 決、從前の通

第四十七 万國監獄會議 派遣委員小河氏通信

第四十八 小河氏より、警保局長へ宛たる前回の報告中、佛國

より然らざるを得ず

第四十九 第八 四人監房の數座は、裏を付するか否かを、一定する事

第五十 決、大分縣にて決定あるに依り、取消

第五十一 在監人食料の欄、掃除夫、食糧六合、七台、八台に一定する事

第五十二 決、在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第五十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第六十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第七十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第八十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第九十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百三十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百四十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百五十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百六十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百七十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百八十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十一 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十二 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十三 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十四 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十五 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十六 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十七 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十八 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百九十九 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

第一百二十ーーーーーーーーーーーー 在監人食糧表の欄、八台の部へ、掃除夫の一項を加ふると

内務省監獄局、及、高等監獄會議の組織に付、別紙参考迄に、拜呈云々とありたるもの、到達したれば、茲に、之を擱く、但、佛國內務省監獄局組織の詳細は、明治二十二年十二月の發行に係る、本會雜誌第二十二號に載せたれば、参考せらるべし、又、全國監獄會議の事は、明治二十二年十月出版に係る、小野田警保局長の著、泰西監獄問答錄第四章第十三項に載せたれば、参考の料にて、之を本文の末尾に載せたり

佛國內務省は、局を分つもの五、曰く縣治局、曰く衛生局、曰く監獄局、曰く會計局、曰く警保局、是なり、全國監獄に關する中央事務は、監獄局にて之を統理す、局は分ちて、之を五課となす、監獄官吏の進退、會計、及、豫算支出の監督、統計、アルゼリ殖民地の監獄に關する事務、収監事務、及、往復其の他の諸務は、第一課の主管とし、短期刑の執行事務、拘置監、及、懲治場の事務、及、假留監に關する事務は、第二課の主管とし、重罪監、及、瘋狂院に關する事務は、第三課の主管とし、特赦、仮出獄、及、其の他の出獄に關する事項、並に、不良幼年者の教育に關する事務は、第

四課の主管とし、巡閱、押送、及、相貌調査に關する事務は、第五課にて、之を主管す
監獄局の外、別に、監獄高等評議會ありて、内務省中に、之を開く、權限上、該會と監獄局との關係は、恰、全員選舉に出つるものと、職務上に由るものとの二種類あり、内務大臣は、職務上該會の議長となり、檢事總長、セーンヌ縣知事、警視總監、憲兵司令長、縣治局長、及、警保局長は、職務上委員の一員たるものとす、議長を除くの外、總、三十一人の議員あり、内九人は、元老院議員、衆議院議員、同しくまた九人あり、參議院議官一人、大審院評定官一人、技師二人、醫師一人、皆官選に係る、副議長は、互選とし、現任副議長は、元老院議員ヲラヘレー、ルーセル氏之に當る、監獄新改築、豫算、會計、立法等に關する主要の事務は、總、評議會にて、之を審議す、會議の書記は、監獄局長及、特任の書記二名にて、之を務む

第五項 監獄會議

第十四條 監獄會議は、毎歲開設するか、果して然らば、其の議員、及、議長は、何人なるか、其の評議

する事件、及、其の評議したる決議の効力如何
(佛)内務省中に、監獄上等評議官を置き、其の員四十三名にして、内十六名は、専任官、其の他の二十一名は、上院議官、學士會員、舊官吏、若くは、現官吏、舊判事、若くは、現判事、著述者、放免者、保護會社員中より、内務大臣之を撰拔す

内務大臣は、議長たり、同大臣不在の時は、内務次官は、代りて議長となる、次官不在の時は、副議長代はりて、議長となる
副議長は、議員中より、一名を擇舉す、其の任務は、監獄一切の疑問を評議し、其の決議を、内務大臣に申報し、殊に、分房監獄法施行の疑問を評決す
該決議は、單に、監獄事務を補助するのみにて、必しも施行す可しと命ずるの權なきものとす
(自)其の制なし、前項の監督、及、巡察使ありて、監治の進歩を求む

(普)三ヶ年に一回、全國の獄吏、中央局に集會す、然して、議長は、其の會員の中より精撰し、總、監獄内の行務に關したる事務を議す、本會に於て、議したる決議は、大に効驗あるものとす

し、監獄局員の如きは、課長始め、何れも十數年來、勤續のもののみにて、第一課長を除くの外、他の四課長は、すべて、多年勤續の廉を以て、勳章をも有し居り候程に有之、此の點は、誠に欽羨の至りに奉存候、歐洲にて、官署向の組織、すべて簡便にして、從ひて、人を要するほど、極めて少數なるは、如何にも浦山しき次第に有之、過日も、監獄局長訪問の節、語次此の事に及び候處、局長の曰く、冗員の陶汰、固より、之を急務とせざるべからずと雖も、唯漫に、吏員の少なからんことを求むるは、美事に非す、徒に、組織を簡便にし、漫に吏員を減少せしめたるの結果、我か國にては、獄務の上に、將、すべての他の行政事務の上に、言ふべからざる弊害、及、困難を感じつゝある場合に、遭遇せり、殊に、獄務の如き、何を言ふにも、先、第一に、必要を感するは、人にして、其の人は、即、適當の員數を以て、之に具備せざるべからず、若、夫、監獄をして、器械的死物と、同一のものならしめば、即、止まん、苟も、心靈的活物、而かも、最、敏活なる智腦の働きを要するものなる以上は、限りある人力、争でか少數、能く以て其の効を奏するを得べき、器械

提出せし所の年報（一千八百九十二年、即、我が明治廿六年間に於ける司法事務の成績）にも、毎年、頻に犯罪者の不明、失踪、證據湮滅等、要するに、犯罪あるも、之を起訴する能はず、又は、之を起訴するも、無罪となるものゝ、増加するの現象を見るに至りたるの原因中、其の重なるものとして、即、憲兵、警部、巡査等の不足是なりとの一節も有之、尙、之を説明して曰く、憲兵の數は、一千八百六十年には、總數一万八千六百三十四人なりしが、一千八百九十二年には、總數僅に二萬〇七百六十二人に過ぎず、然るに此の年限間、人口は、一千八百六十年に於ける三千二百萬より、漸次遞加して、三千八百万の多きに達し、檢事局に於ける刑事公務は、實に、二倍以上の繁を加ふるに至り、此の間、憲兵の職務は、漸次他の行政事務を以て、之に加重せしめらるゝこと、益、多きを致し、終に彼をして、刑事に專注せしむる能はざる場合に遭遇し、加之、都府に於ける、巡査の數は、人口と相比例して、三十二年間に、其の三分の二を増加するに至りたりと雖も、警部は、即、一千八百六十年に於て、總數一千九百八十一人なりしもの、一千八百九十二年には、殆、其の九十二年には、殆、九万件、即、八万九千二百六十二

的死物、例は、汽車に就きて之を言はん、汽車は、苟も相當の馬力を起すに足るの石炭だに、供給せば、一二少數の運轉手を以て、能く幾千万磅の重量を載せて、之を幾千里外の遠きに、致さしむることを得んも、治獄のことは、之に異なれり、建築如何に完整を得るも、制度如何に善美を盡すも、人にして、適當の智能と、之と、運轉手と、一身両様の働きをなさるべからざるが如き關係を、有するものにあらざるなきを得ん、滔々たる世人、動もすれば、比年頻に、再犯の增加するを見て、之を治獄の責に歸せんとす、何ぞ、夫、石炭を供給するに寄にして、漫に、汽車の運転を咎むるもの、類にあらざるなきを得んや云々と、之を要するに、當國にては、殊に、監獄官吏の如き、大に其の必迫を感じつゝあるものゝ、如くに有之、兎角物動もすれば、極端に流れ、中道を得るの困難なるは、何處も同じこと、相見申候、尤、官僚の少數に失するを憂ふるは、何れの官廳も、皆、同邊のこと、相見申候、此の頃、接手の本年五月十五日付、司法大臣より、大統領閣下に、

半數を減じて、千〇四十八人となるに至れり、將校なくして、兵を行ふを得ば、戰も、亦、廉價を以て、之を購ふを得べしと雖も、如何せん、文明の進歩は、未、尙、能く此に到達する能はず、（此の一句は、私製のふる能はざるは、明らかなり、云々と、又、該年報に由れば、累年不起訴（無罪失踪、不明等に由り、すべて、景物に御座候）卒を増して、將を減ず、其の効を期すること、意想外にて、即、其の數、一千八百八十八年には、二十四万四百十九件、次の八十九年には、二十四万五千九百三十五件、翌九十年には、二十四万三千五百十五、其の翌九一年には、二十六万二千二百五十、當年、即、九十二年には、二十八万三千六百八十八件の多數に、超加するを見るに至り、其の内、殊に、犯罪者の發見せられざるが爲めに、起訴する能はざる件數、最、著しく、遞加するの現象なり、即、最近五年間に於ける調査の結果、七万六千三百五十九件（一千八百八十八年）七万八千四百八十六件、（八十九年）八万〇九十五件（九十年）八万三千〇七十五件にして、

件の多きに昇騰せり、就中、竊盜事件に於て、其の最著しき過加を見るものゝ如く、即、八十八年に於て、五万九千九百四十三件なりしもの、九十二年には、七万一千百〇二件に達し、之を要する犯罪に於ける不起訴の割合は、實に、總數の百分の四十を占むる割合に、該當する由に有之、一驚仕り候、かくては、隨分犯罪も、増加し得らるべき筈と、被存候、尤、伊太利にては、此の割合百分の五十、乃至七十五に該當する割合に、次第に御坐候、犯罪は、恰、博奕の如く、負くることもあれば、また、勝つことあり、犯罪をして勝つこと、即、苟も免るゝことを得しむるあるの間は、到底、犯罪を根治する能はずとは、斯道先輩の斷言する所以有之、かく犯罪の半數までは、苟免を得ると云ふの有様に候はゞゝ、誠に、割の善き商法なりとの確信は、愈益、彼、犯罪種族の脳裡に、深く印象せしめ候ことゝ、寒心の至りに候、右、失踪者多數に趣くの原因に就きては、憲兵等、不足の外尙、其の重なるものとして、例の不逮捕審問の制をも、數へ申候、即、此の制は、成るべく、被告人を、拘禁せざる主義より、唯、召喚

長期の自由刑を、嫌避するの傾きにて、漫然短期刑、又は、罰金を適用すること、多數にして、犯罪種族の習慣的(又は職業的)なると、偶發的なるとには、餘り重きを置かざるものゝ如く、之が爲めには、習慣的犯者は、常に、揚々として、其の惡運の萬歳を、謳歌候のことごとく、佛國にては、今を距ること十五年前、即、千八百八十年には、被告人總計十九万九千六百三十七人の内、一年以上の長期刑に處せられたるもの、五千七百五十五人なりしが、千八百九十二年には、此の數、被告人總計二十四万八千五百三十七人の内、僅々四千百人の少數に止まり、餘は、皆、一年以下の短期刑と、罰金とのみに有之、殊に、罰金の處刑は、著しさ暴加を見るに至り申候、短期刑濫用の弊は、獨、佛國のみに無之、要は、第一犯罪者の習慣的なると、偶發的なるとを識別し、習慣的犯者に對しては、裁判上及、治獄上、最、嚴重假借なき主義を取りたしとの企望之申候、又、佛國に於ける重罪被告人の人口に對する

割合は、人口一万人に付、被告人一人に該當候とのことに有之、此の報告中、最、奇異の現象として見るべきは、裁判所附公吏、例如、公證人、執達吏等の種類より、犯罪人を出すことの、非常に多數なるの一事に有之、即、千八百九十二年の調査に依れば、此の營業者の總數八千九百十四人にして、此の内より、重罪犯者を出だすこと、其の數三十九人に達す、即、一万に付、四十三人の割合、之を一般人口の犯罪に比すれば、四十三倍の多きに該當致し申候、我國などにても、裁判所公吏には、多少の弊風有之候にも、聞き及び居り候へ共、まさかに、斯くまでに、甚しく有之まじく、未、陰雨せざるに、之を綴繕するの工夫、專要被存候、又、被告事件、無罪免訴の割合は、無罪に付、百分の二十七、輕罪に付、百分の七に當り申候、是を見て見れば、裁判上の方針、重罪に寛にして、輕罪に酷なるが如くに相見え申候、此に、又、一の最も面白き現象を申すは、無罪免訴の割合に付、男女の間に、著しき差異有之、此の差異は、近年に至り、益、其の甚しきを見ることに至るに御坐候、即、此の割合は、千八百五十六年乃至六十年の調査に由れば、男子の無罪

となるもの、其の被告人總數に對し、百に付、二十三人、女子同じく百に付、三十三人なりしも、千八百七十六年乃至三十年には、男子百に付、十九、女子百に付三十五となり、最近、即、千八百九十二年の調査にては、男子百に付二十三、女子百に付五十二の割合となり、女の中の有る當地一般の風俗は、其の影響を犯罪人にまで及ぼしめ候事と相見え申候、御一笑可被下候、尙、追々取調べの結果、御報道可申上候へ共、右者御伺旁、不取敢申上度、如此に御坐候、恐惶敬具

六月六日

巴黎にて 小河滋次郎

小野田局長 閣下

二白、當節は、閣下別して、御繁務爲在候由、近着の新聞紙にて、承知仕候、折角爲國家、御厚養専要に、可被遊奉祈候。

別記は、五月三十日巴黎發、七月八日到着せし電信なれども、参考の爲め、茲に掲げぬ

又は、笠井氏の名宛にしたるあり、笠井氏へ宛てたる分は、或は同氏轉宅後に、到達致し候爲め、御開封被下候はすやど、懸念致候、佐野君へ宛、發信後、未日數も経過せざること故、別に是と申して、善き材料も無し、失策談は、活き人形の見せものに於ける時位の事に候、先便には、獨乙の「クローチ」翁も、會議に出席する杯申上置き候處、是は、當地の内務省にて、傳聞したることを、其の儘、御報道致したる次第にて、昨日接手したる同氏の書面にては、ドウヤラ、同氏は、出席無き模様に御座候、課長の位置か、餘り頻々動くは、妙に無之、是では、誰しも、眞面目に、尻か落ち付き申す間敷と存候、當地監獄局の吏員などは、殆、終身官にて、各課長などは、數十年勤続して、之かが爲め、何も、勅章を貰ひて居る位の事に候、此の課長連

中は、何れも、小野田局長か、當地へ巡回せられたる頃の人物其の儘との事に候、悪く申せば、腐敗の恐れ可有之候へ共、亦、本邦の如く、極端に、頻々、動くものとは、其の利害、智者を俟たずして、分明なるへし、貴書と同時に、時事新報、日本新聞等、數葉接手仕候、發送人の誰れたるを知らす、然し、日本新聞は、印南君の嗜好物の名、或は同君の好意に出てたるものならんと、勘定仕候、若、當つたらば、御厚情感謝の至に候、新聞と、友人との手紙など、愉快のものはなし、小生は、會議終了後、凡、一ヶ月間計りは、當地又は、白耳義に滞在致し、八月上旬に、獨乙へ參り申し度心算に候、神谷君、大人逝去の由、哀悼の到りに候、何れ御悔み狀差上可申候へども、自然御序もあらは、宣教御傳聲奉願上候、當地にて、一寸小生等の目に立ち、奇觀なるは、婦人の髪のあるあと、是なり、

○○君の髭位は、多くの婦人に見る所なり、是は別にハヤスと云ふ譯にあらず、剃れば濃くなつて溜らぬ故、剃刀を入れぬか爲めなりと、老人に於て、殊に多く見る所なり、一番面倒にて、然かも一番閉口するの

り、其の日稼ぎの乏しき生活を營む下等社會にても、襟どカフスと丈は、純白のものを用ひ居ること、實に不思議なり、洗濯代のかゝるには、實に、困却仕候、烟草の戒は守られ不申、相變らず、吹かし居り申候、兄等も、烟草丈けは、決して止めにならさるまじく候、東京は、今年流行病蔓延の恐れあるよし、折角御用心專要に可被成候、後便には、當地監獄の實況は、即、眞面目の事と、又、珈琲店の實況と杯、御報導可仕候、ソヘ、色々妙々、實に人の意想の外に出づるものあり、此の實況を見ば、是にて、文明國都の實況は、相知れ可申候、併、我か筆果して能く穿ち得るか否かは、覺束なき限りに候、右は、喜びの餘り、御返事まで、如此候、早々拜具

五月三十一日

岳洋生

坪井君
印南君 各位侍史
佐野君 不順

は、襟どカフスとの白いのを用ひねばならぬことはな

●佛國監獄協會幹事リヴァー

氏來簡

拜啓、此の度は、御懇切にも、有益の書類、態、御贈與被下、實に、萬謝の至りに存候、右は、本年七月發行の本會雑誌上にて、ダ・アル氏をして、解説せしむる積に御座候、(一千八百九十三年十二月の本會雑誌を參看せられなし)拙者は、此の夏、巴里にて、貴兄に御面晤相叶ひ候こと、豫期致し居り候ひしに、小川氏は、貴兄を代表せらるゝおどに、相成申候、拙者は、貴兄の事に付、同君と談話するは、非常の快樂と存し候、右、御禮迄、如此に御座候、草々敬具。

巴里にて五月廿九日

日本監獄協會佐野尙君 貴下

●英國ホワルド協會幹事タラック
氏來簡

拜啓、今回日本の監獄に關する、最、有益なる書類三種、態、御惠送被下、誠に難有萬謝仕候、此の書類は、信用すべき貴下の手に成りたるのみならず、貴國の現狀に照らすも、此の上もなく、尊信すべきものと存候

輓近、幾多の事物に付、日本の進歩は、眞に驚くべき

貴國は、凡、五十年前までは、一國民として、世界に知られさりしに、今日は、總ての方面に向ひて、駿々乎として、長足の進歩をなされたり、左れば、貴國か、斯の如く近世の文明を、駿速に完成せられたるに反し、他の亞細亞國民中、最、舊國に屬し、且、敬重すへき叙利亚、亞刺比亞、彼斯、印度、蒙古、緬甸、暹羅、支那、西藏等の國々に在りては、其の開化、貴國の後にあるほど、甚、遼遠にして、現時、尙、中世紀の暗黒世界中に、彷徨しつゝ居るの有様に候はすや。然るに、日本は、旭日の昇るか如し、實に、驚嘆に不耐候、而して、貴國の監獄に於ける進歩も、他の國民的進歩の事物に於けるか如く、必、著大なるへしと、思考仕候

終に臨み、今一度、多謝の意を致し、且、敬意を表し候、敬具

龍動ビシヨブスグート、ウヰ、サウト五番地
ホワルド協會幹事

一千八百九十五年六月三日 ウヰリアム、タラック
佐野 尚君 貴下

翻譯

左に記するものは、タラック氏か、其の、書簡中に、封入して、特に送致せられたるものに係る

●特異の監獄

英國「バルマール、ガゼット」新聞(一千八百九十五年五月二十七日)所載

ホーリー・ブルキン述

ホーリー・ブルキン述

左に記するものは、タラック氏か、其の、書簡中に、封入して、特に送致せられたるものに係る

英國の監獄は、字内の中にて、最良のものなりと云ふ、蓋、左に記する所の事實に依れば、其の言は、實に、適切と云ふへし

然れども、我か監獄は、人類の總ての階級に通して、等しく苦痛を感じしむる刑罰法を缺けり、多數の獄司は、檍茄摘(檍茄捕トヘ、檍茄チ捕トニシテ、檍茄ハ、船舶ノ破口ヲ充填シテ、ホノ袋)を好まず、蓋、其の第一の理由は、檍茄を所置するに、困難なることにして、第二の理由は、此の仕事は、高等社會のものには、苦痛を與ふへきも、水夫若くは、労働者には、更に、苦痛を與へることはなり、而して、又、踏車(多數ノ囚徒階段ヲ踏ミ)に服する場合に於て、無情なる囚徒は、監督者の目を偷み、階段の回り來たるを待ち、其の間の労働を、不熟練なる他の囚徒に負はしめ、自、労働を爲さゝるものあり、夫の彈丸移送(是亦、獄内ニ於ケル一種ノ役業ニシテ、囚徒ノ各自一個ノ彈丸ナ、漸次移送シテ、圓形ノ場所ヲ常ニ運行ス)

ルナ）の練習は、今や廢止せられたり、此の練習は、約百「ヒート」餘の間に、囚徒を立たしめて、迭々五十九餘の大砲弾の一塊を、移送せしむることあり、然れども、今や、少しく、高尚の刑罰法を擇出せられたり、ボートラントに於て、囚徒は、サー、エドマンド、エフ、ドケーン將軍の畫策に従りて、宏麗なる寺院を建築し、ダルチトムールに、幾畝の土地を開拓したり、蓋、製産事業の爲めに、蒸氣機關を有する所の、英國中唯一の監獄は、ウエークフヒールドの監獄にして、此の監獄にては、大仕掛にて、薬の製造を行ふ、然れども、商業社會には、此の監獄の製産事業を廢止すへしとの議論を生せり、其の然るにも拘はらず、我が監獄にては、幾多の必要な工業を行へり、我か國の囚徒は、曾、カザムにて、「ドック」を建て、ボルスターにて、目今要塞を建築中にて、延長二哩に亘れる小鐵道は、囚徒を搭載して、工場に往復せり、而して、又、構中に、私用鉄道を有する監獄は、アベルデーンに近き、ペートルヘンドの監獄にして、此の鐵道は、囚徒を鑛山に運送するに、使用せられたり

タラック氏の訪問せし、巴里の一監獄にて、氏は一の有名なる惡徒か、葡萄酒、小説、及、骨牌を載せたる「テープル」に凭りて、座し居たるを見たりと云ふ、是、蓋、外部に威勢を有する（賄賂の如きふなん）に依りて、然るなるべし、西班牙にては、看守に賄賂を與へし囚徒は、市場開設の日に、釣を試みることを得、此の釣法は、頗、面白きことにして、囚徒は、曲針と線とを添へたる帆布製の囊を、供與せらるゝなり、囚徒は、即、此の日に於て、其の針と線との力を藉りて、其の囊を窓外に下す、而して慈善なる公衆は、當日麪片、鳥肉、生きたる兔、山兔、菓物、及、葡萄酒入の瓶等を携へ來りて、幾多の囚徒の、囊中を充填す、然れども、不幸にして、囚徒、其の囊を引上ぐるや、其の捕獲物は、嚴密に、看守の検査を受け、而して、看守は、其中に、自己の好むものあれば、之を囚徒より、押収するなり

我か通信者（即、タラック氏と云ふ）は、葡萄牙國の監獄にて、死罪犯の囚徒か、隊を爲して、監獄の廊下を散歩するを見たり、渠等は、葉巻烟草を喫し、又、時々同囚に對して、自己の惡行の物誣をなせり、タラック氏は、又、看守の爲めに、學校を設けしは、宇内廣しと雖も、唯、伊國のみなることを記せり、埃及、及、土耳其等の監獄は、大体に野蠻なり

紐育のエルミラ監獄は、恐らくは、世界中にて、最、異常なる監獄と云ふへし、大學講師は、歴史、法律、及、數學に就きて、囚徒に講說し、第一等の音樂隊は、一定の日に、音樂を囚徒に聽聞せしめ、食事は、善良の旅舍にて、旅客に供するものと同し

是と等しく、ヒラデルヒヤの國立監獄は、囚徒に取りて、最、愉快なる監獄なり、朝餐は、焙りたる豕肉、豌豆、漬物、温き菓子、珈琲等を供す、他の事に至りても、總て之に準せり、貴女の監獄を訪問するものは、囚徒に贈物を贈る、通例葉巻烟草、而して、囚徒をして、時勢に後れさらしめんか爲めに、監獄内に、總て米國にて發行する、毎週新聞を購求す、加之、同監獄には、一萬卷の書籍を蒐集せる書籍館あり、第一等の商業、即、寫眞術、電信術、及、真鑑膨脹術の如きものを、囚徒に教ふる斯道の技師あり、而して、又、囚徒の悶情を慰するか爲り、講説、讀書、音樂、祭日、及、紀念祭の祝宴等を供與す、此の監獄に付、有名の一學者は、語言して曰く、囚徒は、國內に生産する最良の滋味を食し、旅客の廣集する旅店に於けるか如き、清潔と注意とを得ど

人の盜犯囚は、或日曜日の朝、僧侶か、「汝の縛を脱せよ」と云ふ、高尚の題目を以て、説教しつゝありしどきに、逃走したことありきど、然れども、米國の監獄にさへも、猶、警護を設けたり、ヒラデルヒヤの國立監獄は、夜間二十三匹の厖大なる西伯利亞生の獵犬、及、獒犬を以て警護す、而して、各囚徒は、大鼓、及、「コルチット」^音を除き、其の他の樂器を用ふることを許されしを以て、夜間、殊に、六時より、九時に至るまで、信々の聲、洋々の聲と相和し、囂々として、凜冽を極む。

尤、米國の監獄にても、拷問の法なきにあらず、エルミラ知事ジエー、アール、プロッドウエイ氏は、熱燄したる針曲を用ひて、臆病なる囚徒を、其の監房より誘ひしことを以て名あり、而して、他の國立監獄にては、獄則に違犯したる囚徒に就き、其の拇指を縛して、身体を釣り、若くは、特別に、建築したる壁間に置きて、身体の苦痛を、感せしむるなり。

奇怪なる監獄制度の結果として、一の面白き出来事を生したるふとあり、米國土人の、囚徒の群集せし監獄より、追放せられたる一人の土人は、放免の日より、數日の後、再、囚徒となり、此の比較的樂土の獄に生活せんふとを欲し、監獄の牆に登りたりと云ふ、右の者は、終に竊盜犯を以て、裁判に附せられしが、陪審員の爲めに、赦免せられたり。

世界中にて、最、不良の監獄は、無論モロツコの監獄なり、同國の監獄は、今に、猶、中世紀間の不名誉物たる拷問の制を存す、タラック氏の言に依れば、ムール人は、裁判を受くることもなく、又、自己の罪を知ることなくして、獄中に一生を過すことありと云ふ、而して、囚徒より、贈物、及、賄賂を得んか爲め、次の如き刑罰の法を用ふ、其の法は、即、先、囚徒の腕に、數ヶ所の傷を付し、是に、石灰或は鹽を擦込み、其の上を繋ぐ繻して、數日其の儘になし置くなり。

タンチャールの監獄にては、囚徒は、瓜先にて、立させられ、鎖を以て、曲針に、頸を附せらるゝなり、生石灰粉は、滿室内に、撒布せらるゝを以て、囚徒は、動作の度毎に、鼻、及、口中に、其の生石灰粉を吸入するに至る、時としては、囚徒は、木製の棺中に置かれ、頭脳丈を棺中より出すと雖も、其の棺は、鉄釘を以て、四方を貼せられしを以て、動作、頗、困難にして、苦痛甚し、或は、又、之に異なりて、針、及、小刀を以て、函若くは樽中に入れ、囚徒を、其の中に眞さて、之を法廷中に轉廻せしむるなり。

○流刑囚徒に土地の譲渡(本年二月の佛國監獄)

大和居士譯

本年一月三十一日の、佛國官報には、流刑囚徒に、土地の譲渡に係る改正勅令を掲載せり、其の明文は、左の如し。

○第一章 土地譲渡免許

第一條 殖民監獄地にては、流刑囚、及、放免囚にして、左の各項に該當する者に限り、土地の譲渡を免許するふとを得

- 一、刑期中、第一級に昇等し、且、十分なる積立金を爲したる流刑囚
- 二、監獄の貯金預所、又、其の設けあらざる時は、預金局に、保証金を寄託したる放免囚

積立金、並に保証金の最低額は、殖民卿の認可を経たる、殖民地知事の決定書を以て、之を定む可し

何れの場合と雖も、保証金額は、百法^{フラン}より以下たることを得ず。

土地讓渡免許は、仮定の名義を以てするにあらずば、與ふることを得ず、此の仮定讓渡免許は、本勅令第二章第二款に掲げたる期限を経過し、且、條件を具備するにあらざれば、確定とならざるものとす。

第二條 土地讓渡免許は、監獄署長の具申に依り、顧問會にて、殖民地知事の制定する各個特別の議定書を以て、之を付與す可し。

此の議定書は、監獄公報に掲載し、且、其の謄本を、土地讓受人と、公領收稅官とに交附して、直に、其の旨を、殖民卿に報告す可し、但、放免囚に係る時は、其の寄托す可き金額を定むるものとす。

第三條 土地讓受人、又は其の代權者は、毎年、且、永久讓渡地の狀況に應して、土地讓渡議定書に定むる所の、地代を納付せざるべきからず、但、農業地の地代は、毎年「エクタル」^(一平方尺百アール即ち我一町二十五歩に當たる)に付、二十法以上、十法以下たることを得す。

後第九條に掲げたる讓渡地の地代は、其の全部に付、五十法以下、十法以上と定む。

第四條 地代償還元金も、亦、土地讓渡議定書にて、之を定む可し、此の償還元金は、農業地「エクタル」に付、六百法以上、四百法以下たることを得す。

第五條 各土地讓受人に命す可き特別の條件は、土地讓渡議定書を以て、之を定む可し。

第六條 本勅令に従ひ、讓渡す所の土地は、丈、量、廣狹、價格、狀況に關し、擔保を附せずして、之を免許す、故に、其の土地讓受人は、之か爲め、政府に對して、訴訟を提起することを得す。

第七條 謂渡地には、官の規定したる條件に依りて、建築したる一棟の家屋を附して、引渡す可し。

第八條 各農業讓渡地の面積は、其の地質と、讓受人の家族を組織する人員とに應して、之を定む可し、然れども、三「エクタル」以下、十「エクタル」以上たることを得ず。

四徒に讓渡す所の土地は、既に開墾したる土地に限る可し。

第九條 然れども、農業地の需要に、必要なりと思量せられ、且、顧問會にて、殖民地知事の制定し、殖民卿の認可を経たる制限表中に、包含せられたる商工業の爲め、市外にて、讓渡す土地の面積は、二十「アール」^{(百メートル)以上、十「アール」}以下たることを得す。

此の場合に於ける各讓渡地の廣袤は、前項の制限内に於て、土地の景況と、讓受人の營業とを參照して、之を定む可し。

第十條 各土地讓受人には、當初一回限り、農具、臥具、及、衣類を給與す可し。

給與品の組織、及、價格は、各殖民地にて、殖民地知事の顧問會にて制定し、殖民卿の認可を経たる決定書を以て、之を定むものとす。

前項に依りて、給與したる物品の代價は、第二十七條、及、第二十八條に掲げたる條件にて、土地確定讓受人より、之を追徵す可し。

第十一條 農業地の讓受人には、六ヶ月限り、又、第九條に掲げたる職業の一を營む土地讓受人には、三ヶ月限り、糧食若しくは、其の代料を、給與す可し。

土地讓受人にして、妻子ある者は、右の外、前項に定めたる期間間、其の妻の爲めには、壹人前、又、三歳

以上の子の爲めには、各半人前の糧食、若しくは、其の代料を受くるの權利を有す可し。
第十二條 土地讓受人、並に其の家族には、土地の讓渡免許を得たる日より起算し、一ヶ年の期限間、無代價にて、醫藥を給與す可し。

○第二章 土地の假讓渡

○第二款 土地の假讓渡

第十三條 土地の開拓、家屋の建築、農具の給與等、凡、流刑囚に、土地の讓渡に係る費用は、政府の歲出入豫算金（殖民事務費）中より、之を支出す可し。

第十條の規定に従ひ、立替金の名義を以て、支出したる費用の償還金は、政府の歲出入豫算表中、雜収入の部に編入す可し。

第十四條 土地假讓受人は、其の讓受けたる土地に、住居せざるべからず。

土地假讓受人は、其の土地を、他人に譲與し、又は、之を書入質と爲し、或は之を小作地として、貸付する可と得す。

第十五條 總、讓渡地は、第一年間は、半収穫と爲し、第二年より、全収穫と爲さざるべからず。

第十六條 左の各項に、列記する者は、當然假讓渡地の引上に處せらるべし。

一、重罪の刑に、該當する所爲ある者

二、逃走したる者、又は、逃走せんと爲したる者

三、各納稅期より、二ヶ月内に、地代を納めざる者、但、此の場合には、官より、督促狀を發するに及ば

ず、然れども、殖民地知事に於て、不可抗力の場合あるを察する時は、六ヶ月以内の補足延期を許すことを得べし。

左の各項に列記する者は、假讓渡地の引上に、處せらるゝ可と得

一、輕罪の刑に、該當する所爲ある者

二、素行修まらざる者

三、紀律を守らざる者

四、耕作を怠りたる者

五、本勅令の第十四條、及、第十五條の規定を犯し、又は、土地讓渡議定書に定めたる、特別條件を犯したる者

第十七條 謂渡地の引上は、其の讓受人に、給與したる農具、臥具、及、衣類の剥奪を帶ぶるものとす
讓渡地の引上に處せられたる者は、其の土地に加へたる改良、及、建築に付きて、損害賠償を求むるふどを得す。

然れども、刑期中の囚徒に係る時は、讓渡地引上議定書を以て、尙、未、品物にて、本人の手にあり、或は、未、枝上若しくは、地上にある讓渡地收穫物の賣上代金を、其の積立金中に、拂込み可きことを命するを得、又、其の放免囚に係る時は、同様く、議定書を以て、右と同一の收穫物を、本人に交付す可きふどを、命するを得べし。

第十八條 假讓渡地の引上を宣告する議定書は、監獄署長の具申に依りて、殖民地知事、之を制定す可し

假讓渡地引上議定書にして、刑期中の土地讓受人に係るものは、確定にして、挽回すへからさるものとす、故に、該讓受人は、直に、監獄に送戻せらる可し、又、假讓渡引上議定書にして、放免囚に係るものは、行政手續を以て送達し、三個月の期限盡きたる時にあらされば、確定とならざるものとす、故に、該放免囚は、此の期限中に、取消請願書を、殖民地知事に、差し出すことを得

第十九條 假讓渡地の引上議定書には、保証金の全部、若しくは、一部を控除すへきことを指定す可し、何れの場合と雖も、其の控除金額は、百法より以下たることを得ず

第二十條 土地假讓受人、讓渡地の引上に處せられたるか、又は、死亡したる時は、其の給與財産は、總、監獄の所領に復す可し

然れども、其の妻子にして、殖民地に住する者は、更に、保証金を寄託せずして、夫又は父の讓受けたる財産を、相續することを得べし

第二十一條 無期徒刑に處せられたる者を除き、凡、刑期中の流刑囚にして、土地假讓渡免許を得たる者は、其の讓受けたる土地の管理、開拓、利用、並に、其の商工業を營むに付きて、必要なる、總の所爲を行ふことを得、又、是等の所爲に付きては、監獄署長の許可を得たる上にて、出訴することを得へし

○第二款 土地の確定讓渡

第二十二條 謂渡地の所有權は、假讓渡議定書の日付より起算し、五年の期限を経たる後にあらされば、確定とならざるものとす

刑期中に、土地の讓渡を得たる囚徒に對しては、其の讓渡を得たる日より、滿期放免に至る迄の時間を、五年の期限中に、算入す可し、然れども、二年以上として、之を計算することを得す

(以下次號)

第八十五號反譯の部正誤

第一條第三項 諸員のは 請負にての誤

第二十九條第一項 作意は 作業の誤

第十五條第一項 監獄局は 監獄署の誤

第四十五條 佛國は 佛蘭西の誤

君の明教を仰ぐ

●全二問

木 強 生

本欄は、會員諸君の研鑽の爲めにさて、特に設けたるものなれば、諸君は、讀々玉稿を投じて、其の所見を述べられなし、編者も、亦接手の順序を以て、登載するの勞を省まざるべし、然れども、投稿〆切の期に後れたるものは、遺憾ながら、次月の誌上に譲ることあるべきだ、豫め此の旨を諒せられよ

●質疑一題 德島縣 獄 外 生

拘引狀は、當該者を、監獄に拘留するの効力ありや否や

●全一問 在德鷗 神 洲 生

刑法附則第廿二條に據り、被監視者を、警察署へ譲送する途中、官吏の命令に背きたるときは、被監視者に對する處分法ありや、否や、大方諸

一婦人あり、竊盜罪により、妊娠の身を以て、乙地監獄へ入監せり、然るに、一夕激烈なる腹痛なし、身体緩和、流產せり、依りて、監獄を離れて、是を警戒しめしに、全く薬物を施用したる結果なりと云ふ、而

して、薬物を服用したるは、甲地にてなすりと自白せり、右は、薬物を服用したる甲地を以て、犯罪の地とすべきか、將、流產したる乙地を以て、犯罪の地とすべきか、井に、裁判権は、甲乙何れの裁判所に属すべきか、明教を乞ふ

（）一二二問

一、過日監獄協會の席にて、典獄諸公の討論ありし末、其の結果、暗々裡に通じせし被告人の制妻上に、何れの地にても、良法なき様に承知せり、或典獄は、其の處罰の法を、内務省に迄、建議せんとの議論ありしも、是、亦、否決せり、然らば、其の制御の途は、何れに歸せしかも判然せず、斯道諸君も、其の當路にある間は、勿論名案もあらんと存ず、顧ほくは、割愛の態を賜ひばらば、幸甚々々。

二、夏季中の囚人、正午の休憩時間は、睡眠乱姿、却りて、犯則の患あ

り、彼の教誨の如き、不足の教誨者、教誨の規則に依り、毎日、必

其の休憩の時間を充つると能はざる場合あり、故に、迂夫は、此の長時

間、他に無害の途を設け、犯罪を未發に防ぐの良法を求めるとの考案中

なり、名案もあらば、教示を煩ひだした

（）全壹問 長野縣 吉川讓治

殴打致死の刑事被告人あり、未決拘置中、既に、被害者を、死に至らしめたる其の當時の非行を悔ひるの餘り、茲に、神經病を發し、戒護者に訴ふらく、毎夜就寝時に至り、屋風呂々として吹き来る所覺は、被害者の怨魂、幽靈化し、腰靈として、枕邊に現はれ、其の物凄き姿を見る毎に、身の毛も悚つ程、恐怖に耐へられず、顧ほくは、怨靈成佛の爲め、自殺を以て、如來の盡善を奉持し、僧侶をして、讀經せしめ、追善を營みしならんには、迷惑泉下に眠るこそ信する故、特別に、御許容あ

遂げざりしこ、此の三要件を具備せざれば、未遂犯罪として、罰するふと能はず。而して、其の程度に至りては、法律を以て、之を定むる能はず、一に事實裁判官の認定すべき事も、要するに、犯罪の目的に、密接の關係を有する所爲を行はば、茲に、未遂罪の成立する所爲にして、意外の障礙外錯ありし爲め、其の目的を遂ぐる能はざるもの云ふ、然れば、逃走未遂罪に於ても、亦、是と同じく、逃走せんと發意し、其の實行の一部に着手し、有形上に發表したる事實あらば、即、未遂罪は、成立し、從ひて、告發し得べきものならんと思考す。

第二問、看守が公庭にての禮式は、室外として、舉手の禮を行ふべきものと信す、何となれば、看守が、公庭に出つるは、囚人、又は、被告人を引率し、之が威儀を掌るものにして、即、職務を執行しあるものなればなり

第三問、明治廿三年十月三十日の勅諭は、修身書等に、登載もあり、此の勅諭を、囚人に看護を許すも、監獄則第三十二條の旨趣に達ふものに非すと考ふ、故に、看護を許すも、毫も、差支へなきものと信す

第四問、有責者主刑満期し、附加罰金を、懲役に換へられたり、然るべきは、換刑執行の場合、賞表を褫奪するか否かと、予は、之を褫奪の條件を具備したるものと確認し、之を付與したるものにして、其の之を付與するや、刑其の者に與へたるものに非すと、囚人其の人の善行を賞譽し、其の精神に附與したるものなり、然れば、たゞひ、換刑執行中、又は、他の刑に轉するも、獄則違反により、之を奪はるゝの外、在監中は、譴奪すべきものにあらず、反對論者、或は曰く、主刑執行中、

りたしこ、冤から狂氣の如き有様にて、懇に請願せり、斯の如き場合には、當局者は之を許可するか否か

（）第八十四號木強生の質疑に應ず

材木辯士 夫

第一、既決囚逃走未遂とは、即、破獄すれば、脱獄せしも、或は、

外役又は他處へ押送の際、戒護者の脣を窺ひ、脱獄せんとして、捕へ

られたるさきを云ふならん、彼の其の目的的準備中、發露せし如きは、

敢、逃走未遂とは、云ひ難からん

第二、看守押丁等、越て被告人囚人等の戒護中は、何の處たりとも、姿勢を亂すば、服装規律の嚴禁する所なり、此を以て、考ふれば、法庭たるさも、帽子を脱して、禮を行ふ能はざるは、勿論なるべし、已に帽を脱せざる以上は、室外と心得て然らん

第三、四人の看護書は、規律上の有害を以て、制限あるものならん、二十三年十月三十日の勅諭は、一般國民の服飾すべきものにして、又、敢に一人に看護せしめて、有害すべき事項を發見せず、蓋、囚人と雖ども、概利の有無に至りては、或は然らんかねれど、矢張國民たるに相違なかるべし、然らば、宜しく、當時許しある時間、黙讀遵守し、他日の善後策をなすも、亦、此の上もなき深慮なるべし

（）同 在信州松本 北生

第一問、未遂犯罪は、犯罪着手以上に済るものにして、實行に着手したるも、其の目的を達せざるものなり、嗚呼、何ぞ、誤れるの甚しき、前にも述べし如く、賞表は、其の人の改悛の情あるを頼し、之に賞與したるものなり、勘査期は、賞表を與ふるに付きての標榜を定めたる方法なり、假令、他の刑に變り、勘査期各別なればさて、根本なる改悛の情變せざる以上は、賞表は、在監中、依然として、存するものにして、徒に、之を褫奪すべきものにあらずと、信じて疑はざるなり

（）全

長野縣 溪洲

其一、四人の逃走未遂にして、告發する場合は、前項滿期すれば、其の人、放免せられたるものにして、賞表は、消滅に歸するものなりと、嗚呼、何ぞ、誤れるの甚しき、前にも述べし如く、賞表は、其の人の改悛の情あるを頼し、之に賞與したるものなり、勘査期は、賞表を與ふるに付きての標榜を定めたる方法なり、假令、他の刑に變り、勘査期各別なればさて、根本なる改悛の情變せざる以上は、賞表は、在監中、依然として、存するものにして、徒に、之を褫奪すべきものにあらずと、信じて疑はざるなり

五、押送其他、外役所往復の際、逃走せんとして、遂げざりしこきには、一二の例に過ぎず、總逃走を企て、既に、着手すと雖も、遂ける程度のものは、逃走未遂ならん

其一、裁判所公庭内は、室内なるもの如しそ雖も、公開の場所なれば、室外として、禮式をなす方、適當ならん

其三、差入書類に、廿三年十月三十日の勅語ある場合は、因人に看護を許さる理由を問はるゝも、本縣の如きは、既に之が看護を許しつゝあれば、其の許さる理由を陳するに由なし、既に、監獄則に於て、法律命令は、之が看護を許ししな以て、勅語、即、命令を看護せしめざる理由の如きは、本語八十四號、山下氏の質義に解答せし理由に詳悉せり、再讀の勞を煩はざば、判然せん。

● 全 在下野世界愛民

第壹項、如何なる程度の場合に、逃走未遂見做可書きとは、事實問題なれども、逃走未遂は、澤山あるなり、先例を上くれば、監房に監禁ある囚徒が、逃走せんとして、便所を毀壊したるも未遂なり、又、一步進みて、已に出房し、房外に出てたるもの、亦、進んで、屏を乘越はんとして、逮捕したるも未遂なり、然れども、監獄地内を出づれば、已遂となるなり、今一例を舉ければ、監獄外にて、途中逃走せんとして、手錠を毀壊したるもの、亦、途中駈出して、直に取押へられたるも未遂なり、然れども、駈出して、捨出着の見失ひて後、逮捕したる如きは、已遂なり、又、犯罪には、豫備と、着手と、實行とあり、逃走未遂罪は、豫備と、着手とにて、未遂罪なり、豫備のみにては、未遂罪とならず。

○ 全 在德島神洲生

貴閣第四の要旨は、有賞者主刑満期なれども、附加罰金を、完納せざるに依り、輕禁錮に換へられたり、然るときは、輕禁錮執行の場合は、賞表を褫奪するが、將、輕禁錮執行中、其の儘、賞表を有せしむるか否かと云ふにあり。

生は、無學無識にして、貴間に對し、滿足を得しむると能はされとも、聊、單見を問陳せん、附加罰金換刑輕禁錮執行中、賞表を有せしむるを穩當なりと思考す。

（理由）附加罰金は、主刑に隨伴するものなり、例令ば、幼者誘拐の罪、（重禁錮一年罰金十圓）主附共に、幼者誘拐に對する罪なり、該刑執行中、監獄則第四十條に依り、賞表を附與せらる、抑、賞表は、受刑中、本人に於て、獄則に違反せざるときは、褫奪せらるゝとなし、然るに、主刑重禁錮一年は、已に、満期の處、附加罰金を完納せざるに依り、刑法第廿七條に基づき、尙、引續き、輕禁錮に換へ、執行せらる、此の場合に於て、主刑の満期と共に、賞表を褫奪せんか、幼者誘拐の罪を執行中、賞表を褫奪するもの、如し、若夫、以上の如き事實ありませば、法の精神に反する疑なき能はざるのみならず、實に、事体の宜しきを得ざるものなりと思惟す、是、生が附加罰金換刑執行中、賞表を有せしむるは、確認して疑はざる所以なり。

● 第八十四號洋々散士の質疑に答ふ

其一、問題の要旨は、典獄が、拘留狀の執行を了せざる被告人を、巡回

室内外なり、又、官署内にありては、官署内のすべてが、室内に非す、官吏の事務室や、應接所が、室内にて、廊下の如きは、室外なり、故に公廷にては、判官や、檢事の居る所が、室内にて、被告人の居る所は、室外なり、故に、室外禮式を行ふ可きものなり。

第三項、該勅語は、日本道徳の原素方針に關する所のものなれば、教育家は、之を元業として、教育を施す者なれば、修身として、囚徒に看護せしむるが宜しき様なれども、勅語は、恐れ多くも、我天皇陛下の御自ら下し賜ひものなれば、之を犯罪者に看護を許可するは、恐れ多き次第なり。若、囚徒に尊敬を表せしめん爲め、

天皇陛下の眞像を示して、祭日等には、拜せしむ可しと云ふ者あらば、何人も、恐れ多くして、不可なりと云はん、故に、該勅語の記載ある書籍等は、看護を許可せざるべ、然らば、勅令の法律は、如何ぞ、是は實行の部に入れば、已遂なり、前、列挙せる例は、皆、豫備と着手との内に入りたる者なり、豫備と、囚徒監房内にありて、逃走の事を相談したる如きにて、是の内にては、刑法の未遂罪とならざるなり。

、

より受取り入監し、後、其の巡査を召喚して、更に、之が執行を爲さしめたる場合に、第一典獄は、刑法上、又、行政上如何なる制裁ありや、

第二、被告人を監禁したるは、刑法上不法監禁にあらざるか否か、第三、監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利ありや否やと云ふにあり、第一の場合、典獄は、刑法上何等の制裁を受くる事なから可し、如何ぞなれば、被告人に對し、之が執行を了したる上は、本然監獄へ、收所なければ、被告人に對し、之が執行を了したる上は、本然監獄へ、收監すべきものなり。然るに、之が執行を爲さりしは、令狀執行の手續を欠きしに止まり、未、以て、無効のものと云ふを得ず、被告人も、亦、人違ひにもあらず、令狀指定のものなれば、收監すべしらざるものと云ふを得ず、必竟、令狀も正當なり、被告人も收監すべきものなり、只、其の執行の手續を了せざるに心付ひざりしは、不注意の極なりと雖

るが、第一の解答にて明なり、第三、監獄署は、直接巡査を召喚するの權利なし、何れの官吏を問はず、所屬長上官の指揮監督に屬し、其の任務に從事するものなれば、職務上監督官の召喚を受くる場合あるべしと雖ども、苟、他官衙より、公務上當然召喚を受くる事なからるべし。（刑事に付、裁判所よりの召喚は格別）否、召喚に應するを要せざるべし、萬一、監獄署が、巡査を召喚するの必要あるときは、所屬及び其の囚人は、再、入監せしめ、殘刑の執行をなすを得るか否ひと云

ふにあり、刑期計算を誤り、爲めに、滿期に至らざる囚人を放免し、其事實を無知事に報告せりし失策に付きて、別に責任の生ずる筈なしと信す。所謂、過を改むるに憚るさなきが如く、速に其の事實を、知事に申報し、且、計算を誤りし書記の粗疏、及、自己の不注意を聚申して、其の處分を請ひ、一面檢事へ通知し、其の追捕を求むべきものならん。第二、囚人放免後、數ヶ月を経るも、再入監せしめしめ、其の執行を免るゝ能はざるなり、假令執行上、如何なる事實ありとも、判決に係る刑期は、必、執行を要するは、確定判決の効力なり。

●全

在信州松本 河 北 生

第一項、問題の要旨は、未執行の令狀、即、被告人に示さるゝ無効の令狀によりて、被告人を收監したるときは、典獄は、如何なる責任あるか、且、監獄署は、其の令狀の無効なるを發見したる後、直接に、巡査を召喚して、更に、令狀を執行せしむるの權あるか否か云ふにあり、余は、設題に順ひ、第一、第二と、項目を分らて、之が解答を試みん。

(第一) 典獄は、行政上、其の責はあるは勿論、刑法上の制裁あるものならんことを考す。抑、監獄署は、被告人を受取るに當りて、典獄は、先、令狀、又は裁判宣告書査閲の上に非されば、收監せしむること能はざるは、監獄則第六條の明定せる所にして、此の規定の、其の根據は、刑法第二百七十九條の、司獄官吏程式規則を遵守せずして、囚人を監禁したるものは云々である。此の程式規則を、監獄則第六條に顯出したるものにして、其の要趣とする所は、何れも、人身自由の貴重なる所以を、確認したるものなり、然るに、典獄たるもの、此の規則を遵守せず、未執行せざる無効の令狀によりて、被告人を收監したる場合の如きは、

第一項、該場合は、實際は、空前絶後とも云ふ可き質疑なり、如何となれば、令狀執行の命を受けたる巡査は、被告人に對し、執行するときは、被告人に正本を示し、謄本を下付し、引致して、正本と共に、檢事に連行し、それより、監獄署に引渡し、典獄より、被告人の受取證を取り、檢事に納めて、始めて執行の手續を終ふる者なればなり。然れども、万一有りさせば云ふ實情に付、簡単に、答へん。此の場合は、過失により、正當の手續を欠きたる者に付、其の手續を爲さしむるに先、典獄は、其の過失の旨を、警察署長に照會して、其の巡査に令狀を執行せしめ、而る後、警察署長は、其の巡査より、手續書を取り、檢事に上申し、又、典獄は、同じく過失せし次第を、檢事に上申するにあり、而して、典獄の所爲は、刑法の第二百七十九條に該當するか否かの點に付きては、無論當たらざる者こそ、如何となれば、該條には、程式規則を遵守せざることあり、是は、人民か、又は逮捕官吏以外の者が、令狀もなく、引致し來りたる者を、監禁したる場合にして、言は、程式規則を遵守せざることは、故意に規則を遵守せざる者に非さればなり、該質疑の場合は、令狀あるも、過りて執行せざる者を心付ひ入監したる者にして、被告人は、入監されたる者なり、それらを心付かざるにて、職務上の失態には、相違なき、故意に規則を遵守せざる者に非さればなり、故に、該規則を遵守せざることは、故意に遵守せざる場合なればなり。該質疑の場合は、令狀あるも、當然なり、又、巡査も同様に懲罰を受くるは、無論なり、又、典獄が、直接に巡査を召喚するが如きは、誤なり、如何となれば、巡査は、典獄の指揮監督する者に非さればなり。

第二項、此の場合には、無論殘刑期を執行する者こそ、其の手續は、如何と云ふに、其の過失の次第を、檢事に報告し、檢事は、其の者を召

即、刑法第二百七十九條に背きたるものなれば、該條によりて、所定せらるべきものならんことを思考す。

第二、監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利なしと考ふ。何とならば、巡査は、警察署の部下にして、監獄署の部下に非す、されば、斯る場合には、監獄署は、令狀を發したる檢事、若くは、豫審判事に、其の旨を通知し、檢事局より、警察署に通知し、更に令狀の執行をなさしむる法、正當ならんことを思考す。世の識者、幸に明教を賜へ、周到警備の注意あるが故に、問題の如き事實は、九牛の一毛たるべし。乍併、萬一刑期計算を誤り、滿期より、一ヶ月前に、放免したりせんか、典獄は、直に、長官たる知事に報告し、其の罪を説づべきなり、然るに、數日後、之を發見したるにも拘はらず、之を隠匿し、囚人をして、刑の執行を免れしめたるは、職務上、實に、不都合の至りにして、行政上、重大の責任を、免るべからざるものならんことを思考す。而して、囚人として、其の要趣とする所は、何れも、人身自由の貴重なる所以を、確認したるものなり、然るに、典獄たるもの、此の規則を遵守せずして、囚人を監禁したる限りは、之が殘刑を執行すべきものと思考す。

●全

在下野 世界 愛 民

喚して、再、典獄に殘刑期の執行を命令するとなれど、若、其の者の出頭せざるか、又は、逃走したるときは、逮捕状を發して、執行するとなれど、如何となれば、過りて、放免したる者にて、裁判官渡の刑期執行の了りざる者なればなり、而して、典獄は、職務の過失なるを以て、官吏懲罰令により、其の責罰は免れず、且、該場合は、一旦、執行の命令を受け居る者に付。典獄、自、召喚して執行するも、差闇なきが如しと雖ども、典獄は、已に入監し居る者のみに對して、主刑執行する者にて、監獄以外の社會に居る者に對して召喚し、又は、逮捕して、執行する能はざるなり、故に一旦出獄したる上は、再、檢事より、本人を受取り、執行命令を爲すを要す。

●全

京都 夢 中 狂 生

(二) 本問は、要するに、新任巡査、檢事より、或窃盜犯者に對する拘留狀を、受取りしが、令狀の執行を爲さず、窃盜告人を縛して、監獄署に送致しに、監署にて、其の儀、被告人を受取り、四五日を経過の後、之を發見したり。然るに、監獄署は、直接に、其の新任巡査を召喚して、更に、令狀の執行を爲さしめたり、右の如き事實、万一如既往に、被告人を縛したるは、典獄は、刑法上、又は、行政上、如何なる制裁ありや。(第一) 被告人を縛したるは、刑法上の不法監禁にあらざるが如き、(第二) 監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利ありやと言ふに外ならず。予は、本間の場合は、典獄は、刑法の制裁を受くべきものにあらずと断言す。何ば、典獄は、刑法上、又は、行政上、如何なる制裁ありや。(第一) 被告人を縛したるは、刑法上の不法監禁にあらざるが如き、(第二) 監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利ありやと言ふに外ならず。予は、本間の場合は、典獄は、刑法の制裁を受くべきものにあらずと断言す。何

り發したる拘留狀の、正當なるものあるをや。然れども、行政上の制裁は、到底免るべからず、然りながら、是述も、畢竟、書類查閱の疎漏にて、大なる過失にあらず、這般無職の處分は、譲責位に止ざるものならんと想す。而して、又、監獄署は、直接に、巡査を召喚するの権利ありやと言ふと一般、権利なしと言はざるを得ず、斯る場合は、監獄署より、警察署へ贈呈し、更に、令狀の執行を爲さしむるより外、道なしさ思惟するなり。

以上、答辯を試み來り、而して、備考するに、本問の如き事實は、決してあるべきものにあらず、亦、斯くの如き事實の場合は至る能はずと思ふ。散士は、事實萬一ありさせば言ふと雖ども、予は、萬々之なしを斷言せんとするべく、何とすれば、刑事訴訟法第八十三條末項に、巡査は、令狀執行に關する書類を、檢事に差出すべしとあり、然らば、令狀執行を行なしたる巡査は、其の日、檢事へ令狀の正本等、其他書類を差出し、復命せざるべからず。若し、果して、本問の如き事實ありたらんには、其の日、忽ち、其の不當を發見すべし。然るに、令狀を發したる検事、及、其の執行の命を受けたる巡査に於て、其の不法の取扱ひにて、之を發見する道理あらんや。其の後、四五日を経て、而かも、監獄に於て、氣付かざる道理あらんや。其の後、四五日を経て、而かも、監獄に於て、之を發見する道理あらんや。實際に於て、決して、ある筈なし、且亦、如何に、新任の巡査なるにもせよ、實務に就く以上は、教育を了りたるものに相違なし、然らば、自己の職掌中、最、大切なる令狀執行の方法を知らざるの理なし、依つて、本問の如き事實は、飽くまでなしを断言して、憚らざる所以なり。

(二) 本問を約せば、名簿係の書記、刑期計算を誤り、囚人を、滿期より目を過ぎ、未、執行せざる拘留狀なるを發見し、よりて、其の失錯を彌縫せんとして、警察署の手を経ず、直に、其の巡査を召喚し、更に、令狀を執行せしめたるは、不法も、亦、甚し、然る場合は、上官たるもの、愛憎の心なく、嚴重の處分を爲さるべきであるべからず。要するに、第一被告人を、入監せしめたるは、刑法の制裁を受くるものに非ず、何としなれば、墨連を以て、監禁せしめたるものに非ずして、一の手續を缺きたるものなればなり。故に、行政處分を以て、調するものと思考す。第二、監獄署は、人民に對するも、召喚するの権利なきものなり。況、巡査をや、然れども、召喚されたる其の人の任意なるを以て、懲するも、應ぜざることは、其の人の意願なればなり。故に、召喚に應ぜざる雖ども、處分を爲す権利なきものなりと思考す。

第二答、典獄、及、主任書記は、行政處分を受けざるべからず、放免者は、再、入監せしめ、殘刑を執行するものと思考す。

但し、出監後、居所不明にて、直に、執行する能はざる場合には、時効の經過する迄は、判明次第何時にして、執行するものなり。

● 本誌第八十四號鐵心狂士の質疑に

答ふ 優島縣 獄 外 生

余は、本間に對し、囚徒逃走罪を以て、論する甲説に、賛成を表すものなり、乞ふ簡單に、其の理由を説明すべし。抑、命令違反を以て、之を論するは、人の自由を欲するの至誠、歸せざるに至る云々へる情實的制裁に過ぎざるべし、假令、彼等が、解放に際しては、別に、懲戒なしとするも、解放後、之を寄貢として、或所に潜伏し、復監せざるに至りては、社會は、之を搜索せざる可からず、かの猛惡なる囚徒、平素威嚇者の間離を犯すの徒、捕獲を免れんが爲め、如何なる首領加害を逞

一ヶ月前に放免したり、而して、數日後に、此の事を發見せり、然れども、典獄は、其の事實を、長官に報告せず、隠匿せりと言ふ、萬一、斯の如き事實ありさせば、(第一、典獄は如何なる責任ありや、第二、因人は、放免後、數ヶ月後なりしも、再、入監せしめて、殘刑期一ヶ月を執行することを得るか否ひ)と云ふにあり、本問に就きては、典獄は、無論、其の責に任すべきものにして、行政上の制裁たる懲戒處分を受けるものなることは、明かなり、其の事實を、長官に報告せず、隠匿せし點に至りて、稍、憮かならざるが如きを雖ども、固より、典獄の放免を以て、刑期中、放免せしものにあらざるを以て、刑法を以て、問ふべきものにあらざる思料す、而して、第二に就きては、無論見當たり次第、監獄署へ引致し、再、殘刑一ヶ月を執行すべきものにて、放免後、數ヶ月を経るを以て、僕僕にも、其の殘刑を免する如きは、法律の許さるを奈何せん、尤、此の場合に於て、監外にありし數月間の日數は、因人に對しては、不幸なるも、其の残刑期に算入すべきものにあらざること、監獄署は宣告書を查閱し、其の文書なくして、引致せられたる者を、入監せしむるを得ずと規定もあり、然る條項あるにも拘はらず、巡査が、拘留状を執行せずして、其の者を引致したるを、査閑係員、類漏の取調を爲し、又、典獄もそれに心付かざるは、職務上の瑕穎なり、然して、數の垂教を請ふ。

● 全木強生

木 強 生

典獄、及、査閑係は、其の責仕を免ろべからず、何としなれば、監獄則第六條に、明定する如く、新に、入監する者あるときは、典獄は、先、令狀又は宣告書を查閱し、其の文書なくして、引致せられたる者を、入監せしむるを得ずと規定あり、然る條項あるにも拘はらず、巡査が、拘留状を執行せずして、其の者を引致したるを、査閑係員、類漏の取調を爲し、又、典獄もそれに心付かざるは、職務上の瑕穎なり、然して、數の垂教を請ふ。

● 全

河 溪 洲

監獄則第九條により、解放に逢ひたるもの、廿四時以内に、監獄署若くは警察署に、歸復せざるときの處分如何と云ふにあり、予は、逃罪を以て、論斷するに拘らざるものなり、監獄則第九條により、解放するか、一時固固に止ざり、全、監獄の管束を脱したるにあらず、一時獄外に避災せしむるも、廿四時内に、必、歸復を命ぜられたる檢束、且、執行を受くべき刑期ある身分のものなり、此の者にして、其の催促走せば、即、逃罪を構成するものなり、敢、疑のあるなく、又、深き理由の存せざるなり。

ものなり、元來、監獄則第九條は、最後の避災手段にして、實に性命の貴重なるより、必要止むを得ざるの規定にして、寛仁の制度なり。然るにも拘らず、解放に遭ひたるを幸とし、復歸せざるは、即ち、刑の執行を免れたるものにして、刑法百四十二條を適用すべきものなり、乙説者は、囚徒、自、逃走したるものにあらず、然れども、逃走の念慮なくして、復歸せざるものあらんや、逃走の念慮ありしが故に、性命を救助せられたるにも拘らず、遂に、逃走して、復歸せざるなり、即ち、明に、刑の執行を免れたるものなり、要するに、刑の執行を免れたるものば、是、且、刑法百四十二條によりて、論すべきものならんと信す、乞ふ、謹りあらば正也。

◎ 全 在下野 世 界 愛 民

該質疑は、刑法の囚徒逃走罪を以て論可きか、將獄則命令違犯にて、罰可きか否かと云ふにあり、余は、斯然、刑法の囚徒逃走罪を以て、論可き者こそ、如何となれば、此の二十四時間内は、獄則により許可あるものと云は。監獄の檢束内なり、故に、此の時間内に、正當の理由なく、監獄若くは、警察署に由出でざるべきは、自盡に、逃走したる者なり、若、之を逃走罪とせず、獄則違犯とするべきは、監房内に監禁しある囚徒が、逃走しても、命令違犯と云ふが如し、如何となれば、始主刑を執行するは、其の獄にて、其の旨を命令して、執行する者なればなり、又、此の逃走罪は、例令は、外役囚人に對し、檢束看守が、其の所に行きて、小便せよと、命令したるに、囚徒は、其の所に行きて、小便するとか許されたるを奇貨として、其の儘逃走したる同じきとなり、誰い之を以て、獄則命令違犯と云ふものあらん、故に該質疑は、刑法の囚徒逃走罪、即、第百四十二條を以て論するは、毫も疑なきなり、若、之を

を恐よざるの原則ならずや、況、一時の豫防主義にて、之を治療し、再發を顧みざるをや、彼等は、出獄後、如何なる方法を以て、根治するか、將、其の餘裕ありや、かくの如きことは、先、なし假定せざるべからず、勞働以て食せんとするも、病苦あるないかんせん、世路に困難なる刑餘の人家政略もあらざるの極、懲株に火の移りやすく)或は、再犯の基因たるを保しがたし、然らば、監獄の主眼たる懲戒感化の實あがらず、懲戒に益なく、遷善に害あるのみならず、野蠻時代の、舊監獄の觀る思ふべし、故に、假令、労働に害なく、正座に苦しむ程の微症と雖とも、根治手術を施すを以て、監獄醫務の正則なりと信す、否之を施さる可からざるものと信す。

長 野 溪 洲

予は醫士にあらざるを以て、適當の解答を保し難いと雖ども、所感を陳べて、参考に供せんとす。抑、監獄衛生は、其の全般に付けては、可成無密周到なるを要すと雖ども、在監人に對し、診察治療は、衛生上、直接の必要を程度とするものなり、况、大手術をや、即ち、手術を施し、及、投薬せざれば、直接健康に障害ある場合に限るなり、本問第一は、

期に際し、出獄する能はざる場合あるべし、旁々見て、上陣の如く判断せり

◎ 本誌第八十四號躊躇生の質疑に答ふ

本問に答ふるにあたり、監獄醫務について、研究するを、順序なりと信す。而して、監獄は、社會を害したる者、及、破法者の自由刑を執行し、放恣不眞の者、且、又は、罪を犯したる幼者を、懲治拘束する屋舍に外ならざるべし、故に、彼等にして、病苦に罹るを、敢、醫治せしめざるか、殘忍苛酷、たゞ刑餘の痛苦を感せしむるのみならず、大に、立法の意に反し、刑罰の主旨に違犯したる者と云はざるを得ず、是に於て、監獄には、必、醫務所を設置し、醫師をして、在監人の疾病を、診察治療し、及、監内一般の衛生に、注意せしむ、是、其の罪を惡みて、其の人

◎ 本誌第八十五號高梁狂人の質疑に答ふ

抑、囚徒取扱は、人間社會の最下等生活を標準とする者なり、故に、囚徒疾病の如きは、作業出來るが、又は、作業を爲すも、人の生命に關係するが、不具となるが、不治の宿病となるが、益、重病になるが等の外は、治療せざるがよし、故に、第壹項の如きは、治療するに及ばず、又、第二項の如きは、適當の作業を爲さしめて、治療せずともよし、又、第三項は、樂生證を與へて、正坐のとき、樂坐せしめ置かばよし、若、此の三項の中にて、甚しくならば、一時の藥を與ふるが、又は、洗ひ置く位にて、根治手續を施すが如きは、監獄の懲戒的に戻れり。

◎ 本誌第八十五號高梁狂人の質疑に答ふ

第一問は、要するに、飯後休憩中は、正坐せしむるか、或は、少しく安坐せしむるも、聞へなきと云ふにあり、本文安座てふ意義は、如何なる程度迄、座を安らかならしむるものなるか、其の解釋に苦しむゝ難、恐らくは、正座を以て、少しく寬ならしむるの意ならん、果して然らば、此の機會を利用して、竊に通謀を試み、或は、惡戯をなし、或は、謹慎を欠くが如きあるや必せり、戒護官吏たるもの、須く炯眼を以て、其の幾微な着破し、懲戒規律の嚴正な期せざるべからず、然るに、若、此の時間中、少しも安坐するを許可せん、流れて、寛相に失し難いて、

各因審委を経し、終には、拾取すべからざる規律の紊亂を招くに至るべし。是、暗黒時代の監獄の常体にして、今日文明の監獄に於ては、憲然と感化を以て、行刑の主義目的をなし。紀律は、最、嚴正なるを要す。故に、内役囚にして、飯後休憩中の如きは、「一歩も、假借する所なく」（君醫の診斷上、許可を得たる者に非ざる限りは）嚴に正座せしむべき者とする。此の事だる、囚人に取りては、非常の苦痛たるものと勿論なりと雖す。

も、苦痛は、即、懲戒の意を得たるものにして、此の如くにしてこそ、能く懲戒規律執行の實を、得たるものなれど思考す。

獄則第四十條に適合するものは、賞撃し得るかと言ふにあり、見よ、獄則第四十條を「囚人獄則を謹守し、作業に勤勵し、且、改悛の行為あるものさ、典獄に於て、確認する時、之を賞撃すべし」と云々(中略)と規定せらる。

は、假出獄、免幽閉、又は、特赦を具申するの選擇を爲すふとを得」と、本條讀みて字の如く、一點の疑を存せざる者の如し、斯に因人とは、徒刑、流刑、懲役、拘留、禁獄、禁錮の總稱にして、等と因人なる上は、徒定役、無定役に依りて、貧弱の區別を立つる理なきのみならず、無定役には、法律上、作業に從事せざるものにして、之を以て、賞表下附の要件を具備せざる者とは言ふべからず、作業は、決して、獄則證據、且、改悛の行爲に對し、影響ある者に非す、況、本條末項に於て、流刑、即、島地の獄に幽閉せられ、作業に服せざる、所謂無定役囚と雖も、賞表を以て、免幽閉を具申するの選擇と爲すふ得るの明文ある以上は、名辨を要せずして、無定役囚と雖も、其の行爲により、賞與し得べきは、勿論なりと思考す

●女監取締の養成に就きて
寄書

大坂府堺監獄支署詰女監取締
、拜命の榮を辱うせる一寒の女監取締にし
はず、又、學識のあるに非されば、僅に、虫

某は、客年七月、大坂府堺監獄支署^{吉田山}女監取締の経験に富む能はず、又、學識のあるに非されば、僅に卑見を陳じて、卓識諸君の高懸に訴ふ。

行刑の目的は、感化進善、罪因を減ぜしめんとするにあり、然して、其の目的を達せしめんとして、其の直接権要の衝に譲る者は、即ち看守、女監取締なり。もとより、

論用意せり。然れど、此等が説者をして、懇親の方法を研究せしめし。且、學理と實驗と、混化融合して、個人的觀察に敏ならしめ、呵責説論、上申等をも、實に流れず、酷に陥らず、適正ならしめ、彼、四人をなして、法規の犯す可からざる恩恵の忘る可からざるを感念せしめ、合せて、戒護者の、嚴正博愛に敬服せしめざる可からず、然らざれば、彼、囚徒は、煙々たる眼光を以て、戒護者の爲す無きを、不知不識の間に看破し、終に輕侮心を生するに至る。斯くの如くにてば、到底、其の目的を貢獻する所能はざるや歟せり。如何なれば、偶、上官の訪問、教誨師の教誨ありこそ雖も、是、尙、兒童に対する父の如きものにて、戒護者は、即ち、其の母なり、父如何なる教育家なればさて、其の母にして、無教育者なれば、必や、完全の人物を造生する所能はざるや論なきなり、然るに、方今の状況を見るに、看守に於ては、責任的監獄雑誌の購読、或は會議に、或は研究會に臨席せしめ、養成法の確律あるのみならず、其

の待遇の點に至りても、女監取締は凌越し、彼是事實に徹して、其の人間を得るに汲々たるは、明かなる事實なり、之に反して、女監取締は、に至りては、何等の責任、探究方法なきのみならず、從來、通、研究會に會詞する者あるも、却りて、之を生意氣などと譲説する者多きが如く、隨ひて、女監取締にして、時に、監獄に因ある書を繙かんとする者は、哀れ雨夜の星のみその語を以てせざる可らざるの境遇なり、且、今や、天下斯道の爲め、熱中せる諸彦の、甲論して乙駁するに拘らず、女監取締のとに就きては、殆、度外視するの情況なり、如何に、女監取締の内は、罪囚中の小部分なりと雖も、斯道の爲め、熱心なる者、豈、慨慨せざる可けんや、實に、現時の女監取締は、固より、人物に乏しく、從ひて、戒護の富を得るに難しこ雖も、是、時勢の然らしむる所、今、之を如何とも不可らずと雖も、頗ほくは、各府縣一定に、責任的監獄に用

ある書籍を購読せしめ、其の購讀獎勵の機關として、監督者たるべき官は、時に、二三の質問を試み、且、職務上の智識交換の旨趣に基づき、戒諭に關する簡単なる問題に依り、期して、紙上の討究をなすところあれば、夫、或は、適當なる人物を養成するの一端ともなりなんか、當局考覈君の贊助を祈り奉るなり

○女囚の管理に就きて　地山樓生

忌憚なく、予輩をして、眞正の希望を述べしめば、女監をして、全然獨立せしめ、男性の管理を、一切解消せしもるにありと雖も、疏つて、且、實行の如何を據するに、全國の女性在監人は、常時總じて、六千人以上を有す、(四人四千五百内外)、刑事被告人千人内外、別房留置、及、懲役人二百名内外特に、一年内外の短期刑囚、其の多數を占むる、刻下の如きに於ては、監獄費、及、管理等の開頭より、設令、聯合監獄区域内に

第八十六號

寄

書

四七

なす所、見るもの、誰れか、之を筆せざる、見るもの、己に筆し、見らるゝもの、心情、果して如何、特に、異性間に於て、其の醜惡を露露す、誰か、其の理性、及、情操に於て、之を嫌はざらんや。誰するものは云ふ、犯罪をなしし没落者、如何ぞ、自己の醜體を、男性に曝露するる恥づる情あらん、已に、憤怒なし、男性獄吏をして、是を拘禁、其の他の事項に干渉せしむる、何の不可か、是あらんさ、嗟呼、是、何等の沒謹漠ぞ、敢、犯罪を以て、人間の普通的先天性を無視し、女囚を説ふるの酷しき、爾、知らずや、犯罪は、個人的思想、社會的思想との衝突より起れる現象にして、沒謹事件に、相違なきも、是あるゝ爲め、人間普通の德想を埋没せしもの、斷する能はざるを、縱令、爾の目する如く、或少數の女囚は、此般の事に、介意せざざるも、女囚全局の德想に就きて、何の闇する所ぞ、況、教化を主とし、囚人が個性的の醜美を、發揮するを主とするの監獄は、焉ぞ、少數没謹者の爲め、多數囚婦の德操を、打破するの謂れあらん、見よ、彼等は、無寫なる教誨の爲めには、時に、熱淚を絞り、其の縁族の接見には、時に、情心を活動せしめ、廉恥心を發揮するに至るを、亦、何を以てか、是が中心に於て、男性獄吏の、其の拘禁管理等に、干渉するを快しとするものありと云ふを得ん、顧ふに、男性看守長、女囚の身体搜査、其の他の事項に與るが爲め、醜穢的暇想、乃至は、觸発的感情を活動せしむるが如き事、万是なかるべしと雖も、若、夫、男性看守をして、之に參與せしめば、相互観覺的感情を動かして、云ふべからざる弊を招致せざれば、寧しく定め、誰か、又、同するものあらん。

畢竟するに、男性看守長をして、女囚を管理せしめ、或は、其の管理に

の言ながらしむるに至れり。

●真正なる監獄改良
堺獄　自 情 樂 童 子

眞に改むるは佳なり、眞を改むるは不可なり、古人言へるあり、與二利不除害一害二害、余思へらく、然らず、若、單に害を除くをこれ勧め、利を興す無くんば、何れの時か、文明の監獄たるを得ん、然れども、古昔の留々云ふ所以の者は、只、利を興す、害隨ひて生ずるの故なり、改良とは、眞に改むるの語にして、眞を改むる者に非ざるなり、當局者諸氏よ、少しく反省して可ならん。

我の國の人士は、好で改良口にする、實に改良てふ語は、之を聽くだけに、耳に快き言葉なり、耳に快きのみならず、實に、今日我が監獄に於て、必要缺くべからざるものなり、然り而して、其の所謂改良とは、何の改良ぞ、獄舎の改築なるか、監獄の改良なるか、看守の服制、若しくは、身分機の實施にあるか、將、看守、押丁置度の改良なるか、これ實に、改良に相違なし、然れども、これ、表面的な改良のみ、これ、實に、文明の監獄たるに相違なし、然れども、これ、名義上の文明のみ、何ぞ真正なる監獄改良と云ふべけんや。

參與せしめ、若くは、女囚押送に、男性看守のみを附するも如きは、固に、女囚の普通的情操を破り、其の徳性の發揚を障害するのみならず、其の他云ふべからざる弊を、來すなきを保證ざるものなれば、速に、是を廢止し、一には、女囚の理性的徳想を確持せしめ、一には、諸般の弊因を、撲滅するに、努めざるべからざるなり。

●鍊心狂士の看守勤務法說を賛成す

堺獄　自 情 樂 童 子

鍊心狂士てふ論者は、本誌第八十二號全八十四號を以て、晝夜分勤法の、不可を論じ、隔日、即、二十四時勤務の復活を、痛論せらるゝや。筆録豪邁にして、論旨、甚、怨罵、其の蘊奥を究めて、殘漏の憾なく、彼の晝夜分勤法の理論、一片に歸せる机上論者と、同日の比にあらざるなり。

晝夜分勤法の不完全なるは、狂士の論を待たず、既に、獨逸法熱の流行に際し、某監獄署も、一時實施せられ、童子の如きも、亦、日々服務し、其の經驗に倣して、了知せらる所にして、該法實施以來、勤務煩惱なる爲め、常に、活潑の行動を保つ能はず、規律の紊乱、甚しきのみならず、慰労法の充分ならざる爲め、有識の士は去り、事情のため、就職する者も、職務を厭厭し、朝夕愚痴を毀しつゝあるや、賢明なる長官閣下は、分勤法の弊害を觀せられ、英斷を以て、之を廢止し(日今、幾多の勤務を奉仕し、成績上、注意周密、恒に、躬行實踐を以て、罪凶を導化し、大に、治獄上功績顯著ならしめ、故セーバッハの崇拜論者をなして、一句

凡、事業を經營し、之が進歩を圖る者、其の初より始めよとは、實に、千古の言にして、今日監獄改良の事、それ、其の何れより始めるか、我が獄制の上に、改良を要するもの、一にして足らず。故に、着々改良な實施せざるべからず、然りと雖も、當に、最、改良の急務をすべきは、監獄の實體にあらずして、精神的内部の改良、即、適格なる人士を得て、獄制操縱の局に當たらしめざるべからず。見よ、明治二十七年七月十日發兌、日本之法律第七號に、論じて曰はく、

監獄制度の改良、固より、以て爲ざるべからざるも、余輩は、司獄官更の難罰更迭を、一層延に爲ざるべからざるの必要あるを認む。看守の無識、看守長の無學、典獄、書記の頗痴奇にして、獄制に明ならざるは、別に云はず云々、中署す之を以て、今之司獄官更の存在する間は、制度を改むるも、益する所なく、規則を更ふるも、妙あるべく覺ねざるなり。其の條約改正の進行に、助を爲すが如きは、制度の改良よりも、規則の變更よりも、人物改良の急務なるを、知らざるべからず。云々

これ畢竟、監獄の不完全にして、比較上、監獄官吏に、有爲の人物少ないを爲め、彼をなし、暴言を吐くの餘地を與へしめたる者なり、併ながら、彼を筆誅する、今日は其の時に非す、當局者宣しく、猛省せざるべからざるなり、殊に、獄務の基盤たるべき位地を有する看守、其の人の精撫するにありとす、若、看守にして、其の人を得ざれば、終に、監獄の目的を達する能はざればなり

それ然り、而して、今日善良好用なる看守。(即、至正、公直、摯實、剛毅、耐忍、勉勵、緻密、果斷、博識、友愛等の司獄官に、必要な適格を、兼備する者)を仰るは、容易ならん、命令、又、其の人に乞して假定

するも、之を訓練養成し、終に、適格の人物たるに至らしむるは、必し
も難事にあらざるべし、然るに、○○○○の如きは、何を苦んでか、銳
敏なる脳力は素より、普通の學識なまへ、具備せざる痴漢、或は、體格
の如き近厭者。又は、跛者等をして、至要至難、且、責任の、最、重大
なる公務に服せしめ、時には、彼の凡物な、職務に老練の故を以て、有
爲快調なる人士の上に置きて、僚輩を監督せしめ、然のみならず、人材
登用の道なく、所謂鼻汁垂れも、次第送りの法を遵守する爲め、有識の
士は去り、専、御職務大切に、就職する者は、目に一丁字なきの凡漢に
あらざれば、老朽用ふるに所なき人物、最、多きを占むるさや、夫、
學識の如き、終始教習養成するあらん、終には、看守たるに適應
するに至るべきも、其の體質不具者の如きに至りては、終身之を教養す
るもの、その身體なして、健全無缺たらしむるふとは、得て期すべからず。
若、身體にして、強壯健全を缺かんが、新鮮快調なる脳力、活潑なる舉
動は、得て望むべからざるなり、是、獄事改良の前途に横ばる、障礙物
に非ずして何ぞや、苟も、獄事の進歩を圖らんと欲せば、先、其の障
碍物を除去し、直接囚人を、戒護し、躬行實踐以て、誘導感化する重要
の責任を有する看守に、適格なる人士を改選し、大に、之が教習に力を
致さば、監獄改良之事、庶幾くば、其の初より改まらん
眞正なる文明の監獄を、東洋に現出する事を得べきなり、出でよ、々々
々、眞正なる監獄改良家よ、汝出ですんば、我が獄界を如何せん、聊、
所感を記して、當局者諸氏に訴ふ

●看守採用法を說きて其の養成法に贊ふ

在滋賀 井 上 荣 次

して、要は、實に、戒護的任務に向つて、全力を注射する様、爲さざる
べからず、而して、軍事教育を受けたる者、及、工藝家（即職工）たる者
は、果して、克く、犯人を、悔悟善化せしむるの德能を有すと爲す、
余は、遺憾ながら、本、誠に、首肯する能はざるなり、（余の茲に、軍事
教育を受けたる者は、下士以下の者にして、固より、看守と同等の資
格を有する者を謂ふなり）如何なれば、從來の我國の所謂、工藝家な
る者は、大概卑賤にして、才學に乏しき者なれば、斯の如き者を登用せ
んには、忽、大に厭ふべき一の偏執心を起こし、遇囚上、好結果を見る
能はざるは、多難を要せずして、炳然顯著なる者あり、又、一たび、身
を保護に委ねし者は、大概、性懶慢にして、政暴の傾きあるを免かれず
故に、犯人の制御統轄するの點に付きては、尤も適せりと雖も、如何せ
ん、余は其の要第一に屬する、犯人の悔悟善化せしむるの事に付きて
は、其の及ぼす所の効力、至つて微弱なりと云ふに間諳せざるなり、何を
なれば、人に感化の支拂力を與へんには、宜しく、自個の一握手、撲足
を荷もせず、常に、其の身を高潔に保ら、品行を端正に持し、自己の言
語動作を以て、犯人の標本となり、龜蠶となりて、恩威并行はれ、犯人
をなして、自然に、其の徳風を羨み、之に感染してふ、始めて犯人をし
て善化せしむるを得るなれ、故に、之を軍事教育を受けたる者に一任す
るは、余の、甚、懸念に堪へざる所なり、然らば、如何なる性質の者な
見て、其が任に適する者なりと謂ふべき、余の鄙見に據れば、第一、
品行方正にして、身を子弟の教育に委ねし者か、又は、常に倫理道德を
論說し居る者にして、少なくとも、宗教心ある者を要すとするなり
の者に定めあるあれば、大概、總、教誨にのみ偏し、個人的教誨は、殆、

も難事にあらざるべし、然るに、○○○○の如きは、何を苦んでか、銳
敏なる脳力は素より、普通の學識なまへ、具備せざる痴漢、或は、體格
の如き近厭者。又は、跛者等をして、至要至難、且、責任の、最、重大
なる公務に服せしめ、時には、彼の凡物な、職務に老練の故を以て、有
爲快調なる人士の上に置きて、僚輩を監督せしめ、然のみならず、人材
登用の道なく、所謂鼻汁垂れも、次第送りの法を遵守する爲め、有識の
士は去り、専、御職務大切に、就職する者は、目に一丁字なきの凡漢に
あらざれば、老朽用ふるに所なき人物、最、多きを占むるさや、夫、
學識の如き、終始教習養成するあらん、終には、看守たるに適應
するに至るべきも、其の體質不具者の如きに至りては、終身之を教養す
るもの、その身體なして、健全無缺たらしむるふとは、得て期すべからず。
若、身體にして、強壯健全を缺かんが、新鮮快調なる脳力、活潑なる舉
動は、得て望むべからざるなり、是、獄事改良の前途に横ばる、障礙物
に非ずして何ぞや、苟も、獄事の進歩を圖らんと欲せば、先、其の障
碍物を除去し、直接囚人を、戒護し、躬行實踐以て、誘導感化する重要
の責任を有する看守に、適格なる人士を改選し、大に、之が教習に力を
致さば、監獄改良之事、庶幾くば、其の初より改まらん
眞正なる文明の監獄を、東洋に現出する事を得べきなり、出でよ、々々
々、眞正なる監獄改良家よ、汝出ですんば、我が獄界を如何せん、聊、
所感を記して、當局者諸氏に訴ふ

○勅 令

官報

方今、治獄の衝に當たる者、勤もすれば、輸曰く、下等司獄官吏（看
守）を採用するに付きては、官しく、多少軍事教育を受けたる者、及、一種
の工藝に精通したる者を擇ぶべし、獨逸監獄法講義錄も、亦、既に此の
意を示せり、其の意、蓋、軍事教育を受けたる者は、體格強壯にして、
規律正しく、舉動快活にして、意志剛健に、又、監獄事業の進歩改善を
計るに付きては、勢、役業を督勵し、其の隆盛を計り、以て、行政事務
を、前後して、前進せしめるべからず、故に、工藝に精通する者を
得ば、其の進歩發達の上に於て、便益する所、豈、過なしませんや、故
に、將來へがれ、擇選者たる者は、宜しく、此の二點に付、注意一番ある
所を要すと警告せり、余、固より、草莽の一衆生にして、淺學菲才、且
無經驗にして、一定の見識あるなし、故に、漫然諸先輩大家の草說高論
に、容喙を試み、敢此の大事を論議せんとする、僭越の所爲、徒に、
當事者の嗤笑を招き、顔面の至りに堪へず、然れども、心中私に期する所
の、一片の赤誠、憲せんざ欲して、禁ずる能はず、終に激して、茲に、
进出するに至りし者なれば、諸子幸に諒恕する所あれ

抑、治獄上、右の二者は、共に要中の要なる部分に屬する者にして、何
人も之に對し、異謔を挿むの餘地あらざるべし、然れども、また、一の
缺所なくんばあらず、而も、其の要中の要なる點に於て、缺致せし所な
にせんや、蓋、監獄は、固より、刑の執行場にして、犯人を懲戒し、
悔悟善化せしむるの一大天職を有す、これ實に、監獄の骨髓にして、万
端究りなき實業中、第一位に坐する職責たらすんばあらず、故に、監獄
にして、此の骨子を忽せにせんが、他万般の事業、如何に善惡し、美醜
まるご雖も、固より、監獄として、稱するに足らざるなり、故に、役業
の如き、其が一方便たるには相違なきこそ雖も、無論第二位に屬する者に
行き得ざるものゝ如し、是、蓋、止むを得ざるの致なり、而して、總、此二
者、其効力の優劣如何を明けば、總因教誨の、個人的教誨に及ばざるは、
固よりなりと、故に、其の實績の大なる個人的教誨を爲さざるべからず
而して、其之を爲さんには、勢、常犯人に直接戒護しつゝある看守者、其
者の力に頼らんば、到底、教誨の目的を以て、充實ならしむる能はず、
是、即、一舉兩得の策にして、余の看守其の者には、必、倫理道德の道を辨
て然らんには、大に當路者の舊習一派あるを要す、然れども、何が事情の
少なくも、宗教心有る者を要すと云ふ所になり、然れども、斯の如き
人は、洵に、得難し、否、得難きにあらずして、從來の看守待遇法、其宣
きを得ざるが故に、彼等皆避けて來らざるに坐する者の如し、當、果し
て然らんには、大に當路者の舊習一派あるを要す、然れども、何が事情の
許さざる者あらば、尙、他に方法あり、而して、其方法さば如何、他なし
従來の看守豫修所、及、看守教習所の規模を擴張し、盛に看守を養成す
るに在り、斯の如くにして、全く、司獄官吏に耻ぢざる立派なる看守を
養成せば、自然に、其品位高尚なり、他人の信用、日に漸く加りて、そ
が敬愛する所となり、良人材の來たりて、奉職を希ふ者、翕然として匯
を接するに至るや必せり、而して、斯の如き看守の、財務の重大なるこ
とが採用法の至難なることを知らず、宜しく、十を爲すに、五と五とを合す
の策を乘り、七と三とを合して、十と爲すの策を乗る勿れ

同 堀 義水 大阪府田宮之春
同 木村千太郎 兵庫縣二見鐵五郎
同 神奈川縣鈴木元士
同 齋鄉品之助
新潟縣望月休庵 奈良縣吉田常文
三重縣白井亦太郎 滋賀縣村上信定
山梨縣樺村龜作 福島縣井上虎九
岐阜縣杉直次 石川縣石崎喜一郎
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂

岡山縣松山治二 香川縣高畠運太

愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明

京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

鳥取縣岸精一 島根縣淺野美穂
岡山縣松山治二 香川縣高畠運太
愛媛縣山崎集 高知縣小藤南明
京都府大島甲子郎 同 中村兼次郎
同 後藤源久耶 同 神森勝晃

出席廿九名、各自議席を定め、假に、大島甲子郎(京都府)會長となり。

會則を講ずると、左の如し。

大日本監獄醫協議會々則

第一條 本會は、參同の監獄醫を以て、會員す。

第二條 本會に、會長、副會長各一名、委員五名を置き、會長は、會務

を處理し、副會長は、會長を補佐し、委員は、庶務に從事す。

第三條 會長、副會長及、委員は、會員中より互選す。

第四條 會員の席次は、番號順とし、抽籤を以て、之を定む。

第五條 會議時間は、毎日午前八時より、午後二時迄とする。

但、時宜に依り、時間を伸縮するを准ずるべし。

結核症に罹り居るも、未、病室治療を要せざる者の、監房及、

役場等を別異すとせば、如何なる方法に依る乎

決 監房、及、作業場を別異し、行刑を妨げざる限は、可成區劃を要す

る事

警 視

梨 視

監 獄 医

聯合提出

警 視

梨 視

彙

報

(明治廿八年七月六日東京日々新聞)

◎北海道集治監の管轄變更 全國の各集治監は内務省の直轄にして獨り北海道の集治監のみは北海道廳の管轄に屬しある者多くして至つて感染し易く一家に病を元來にして下等社會に患ふる者多くして至つて感染し易く一家に

を漏洩するに當りて不便なるのみならず平常之が監督を爲すに於ても不便少からざるより今度内務省の直轄を爲す事と定めり一両日中に发布せらるべし而して管轄の變更するごとに同監制にも多少の變更あるべしと云ふ

◎監獄制度の改正に就て 内務省にては監獄制度の調査も已に終了し其改正案は第九議會に提出すべき運びに至りたりと云ひ或は率薄の監獄制度取調中なり尋ね報じたる新聞紙並びに途方もない事とは思ひながら念の爲め其筋に就て聞く所によれば右は全く虛構のものにて監獄制度に就ては年來取調べを爲さるにあらず又た監獄制度の事たる猶幼稚にして改正すべき點なきにあらず然れども同制度は刑法と密接の干係ありて單獨に改正し得べきものにあらず況んや刑法改正の必要ありと云ふ今日に當り獨り監獄制度の刑法に先づて改正あるべき筈なし只だ現行の監獄制度にて急に改正を要すべきは未決囚人の取扱上處罰の規定なき爲め往々不都合なるを以て是れ等に對し同地へ向て出張する苦なりと云ふ

(明治廿八年六月廿九日千葉町東海新聞)

◎集治監の事務引継 明治十四年七月七日東京日々新聞

居たる北海道集治監は今度再び内務省の直轄に歸したるを以て其事務引継の爲め内務省より四名、監獄課坪井印南の兩職官は一両日の内に

◎赤薔薇の輕便治療法 赤薔薇々三年又三年と云ふ容易に全治し難き同病は元來にして下等社會に患ふる者多くして至つて感染し易く一家に數名の患者あるごと珍らしくさるに同病を貧乏病と稱して他人に忌み被はるゝ病なるが同病の治療に就ては種々の方法あるも孰れも中々全治せず而して速に之を全治せんとするには高い高價の薬剤を用ひざるべからず下等社會にして數名の患者あるときは經濟に制せられて之を治療を爲す事能はざるなり然るに千葉監獄監長森理記氏は先年中輕便なる一治療法を案出したる由也そは生松葉二貫目を釜中に入れて煮沸し其液汁を取り之れに温湯若干を加へて沐浴の料と爲し同監獄の已決及び未収容に數十名の同罪者ありし際實驗せし處入浴毎に搔痒を去りし程當日は五六日又極めて重き者にても二週間にて快癒せしとの由を此程當時の某が聞き早速右の方法を施せしに果して入浴後は搔痒な感じ爽快を覺ゆる忽にして全治せしといふ

(明治廿八年五月十九日廣島市藝圃日々新聞)

◎囚徒作業工錢に就て 監獄署囚徒作業工錢の事に關し廣島監獄署の眞本典獄に問ふものあり典獄答て曰く世には其一を知て其二を知らざるものあり本署當局者の意見なりとて囚徒請賃業工錢に就き単位率を定めて人頭率即ち一日一人幾何と云へる契約の真法なるとを主張せりと傳ふれども是余か意見とは正反対なり作業工錢は其囚人の作成得たる工錢なれば其製造したる品種の良否個體に就て工錢を給するの公平なるを見るべし云々

◎若松看守の慰勞會 新潟縣監獄署在勤舊看守若松駒太郎氏は過般後

備兵の召募に應じて渡溝せし處此程無事歸朝したるに付監獄署在勤の有志八十名は一昨日鳴清館に於て氏慰勞の宴を催せりと

万國監獄會議議決條目



第一問、罪人引渡條約中に記載する刑法の犯罪には、如何なる法に由り、又、如何なる程度に迄、各國同一の名稱を付し、且、精密なる定義を下すを得へしか

● 千八百九十年開設露國聖彼得堡 万國監獄會議問題及答案案

第一課

問題 第三章第五、辯護人若くは、政府の保護を受けずして、専、慈善救恤を主として、設立したる諸協會の會員等に、監囚を訪問することを許し、若くは、之を勧奨するの可否如何

議決 第十一、救恤協會員、若くは、政府に屬せざる慈善協會員が、獄囚を訪問することは、之を許し、又、之を勧奨すべし、但、此の場合には、規則を遵奉せしめ、且、強迫の所爲を行はしむべからず、訪問者と、獄囚との會話は、成るべく自由ならしめ、看守人をして、之に監禁せしむべからず

答案

第一、罪人引渡條約は、各國特別法の狹隘なる關係中に在り、且、此の法は、現時、尙、未、單純なる性格に歸し得へからざるを以て、日下万國監獄會にて、同一と爲し得へからざる該事件の議定を下し、一様なる名稱を付せんとするは、不必要なるものとす

第二、一段の規則として、特別法中に、罪人引渡原則を採用し、餘地を設けて、萬國政府をして、各、之を限制せしむるを希望す

第三、從來罪人引渡は、例外の觀ありと雖も、漸次普通の規則となるの傾向あり、今、若、之を特別法中に、原則として採用するときは、之に係る國際規約に於て、其の執行手續を、變更するを得へし、而して、引渡に関する犯罰事件は、之を列舉せずして、單に引渡を爲すへからざる犯罪事件のみを、列舉するを得へし

右に付、監獄會の希望は、左の如し

（罪人引渡の、目標を得へき犯罪に、同一なる名稱、及、正確なる定義を與ふべき目的を以て、各國の法

律學士協同一致して、攻究討論するを要す）
第二問、乱醉は、如何様に、刑法中に掲載するを得へ
きか、或は、之を以て、直に犯罪其の物なりと爲す
に因りて、犯罪の性質を消滅せしめ、又は、輕減
し、或は、加重すへきか否か

答案

一、乱醉其の物のみの状況は、罪と爲すを得ず、而
して、之を抑制鎮壓すへき場合は、危害ある境遇、
即、諭諭公安を攪乱すへき性質、若くは、猥褻を發
生すへき性質の所作を以て、公然發露する時のみに
在りとす

二、居常乱醉の癖ありて、公共の救助を仰くへき者、
極貧乞丐に陥る者、或は、自身若くは、他人に對し、
危險の恐れある者等を、教育所若くは、作業所に
留置するが如き、抑壓の手段を許せる法規は、効益
あるを以て、之を廢止するを得ざるべし、
三、酒類販賣主、顯然已に熟醉したる人に對し、強
烈なる飲料を賣渡す時は、其の責に任せしむるを必
要とす

一、刑法、及、監獄學教授は、甚、有益にして、希
望すへきものとす、而して、刑の實施に關する學術
上の研究と、監獄紀律の嚴行とは、兩ながら、容易
に並行調和して、矛盾せざるとを得
二、各大學校に、監獄學を設け、且、監獄行政官は、
此の研究を維持獎勵するに、必要なる便益を爲すを
希望す

三、監獄内に、監獄學の書庫を設け、監獄係員の利
便に、供するを希望す

第四問、左に掲くる二法の刑律中に加ふるには、如
何なる種類の犯罪に對し、如何なる條件を以て、如
何なる度合に、之を用ふる可とするか

一、裁判官は、犯罪人に對して、單に、誠實を加へ、
別に處刑の申渡を爲すことなし、是を誠實法とな
す

二、裁判官は、犯罪人に對して、罰金、禁錮、其の他

四、乱醉に因りて、作せる犯罪の場合には、左の如

一、状況、未、乱醉に達せざるときは、如何なる

場合たりとも、其の責任を負る、こと能はざるものとす、而して、罪の度合に至りては、其の境遇

に關するを以て、立法者たるもの、醉の状況に據
り、豫め、輕減若くは、加重すへき境遇を一定す
ること能はす、但、各、其の犯罪の際に於ける特異

なる場合境遇に應して、刑の度合を定むべきのみ
二、状況完全なる乱醉に達するときは、責任を免
除す、但、左の場合には、之を除く

甲、乱醉其の物の犯罪を構成する時
乙、故意犯の場合に、二種あり

一は、酩酊の場合には、犯罪を爲さるを得ずと知
りつゝ、乱醉する時とす

二は、此の場合には、犯罪を爲し得と知つり、
乱醉する時とす、第一の場合に、故意犯の罪に該

當し、第二の場合には、怠慢犯の罪に該當す
第三問、監獄學教授の方法を制定するの可否如何、
果して可ならば、如何なる方法に由り、監獄の實務

の刑を、申渡すと雖も、其の犯罪人にして、再、罪を
犯すに至らされば、前に申渡したる刑を、執行する
ことなし、是を處刑停止法となす

一、短期の禁錮刑に屬する缺點數多あり、今、其の
施行法を改良更革して、此の欠點を除去し得ざるか

二、顯著なる方を用ひて、此の缺點を除去し能はす
んは、左の如き兩法を以て、此の缺點を補填し得さ
るか

答案

甲、誠實法
乙、假宣告法（或は條件付の宣告）

三、左の二罪に對しては、假宣告法を、施行するこ
とを許すへきか

甲、輕罪
乙、違警罪

四、假宣告法を以て、誠實すへき罪科の定義に付き
ては、立法官、社會安全の利益、被害者の利益、並に、
法律に抵觸すへきものたりとも、輿論の稱賛を得へ
き事件等を、參照して、之を定むるの要なきか
右の答案に付さては、本課、及、總會に於て、數回の

討論を経る後、終結に至らざるを以て、監獄會は、之を保存するとを宣言したり、

第五問、幼者にして、過失又は犯罪ある者は、如何なる官廳にて、其の措置を規定すべきか

此の過失、又は、犯罪にして、左の措置を要するときは、如何なる事項に就き、如何なる原則に據りて之を規定すべきか

一、刑法上の刑に處し、監獄に拘禁すること

二、悪幼年の爲めに、設けたる特別懲治場に送付すること

三、官の監視に屬する幼者を、入るべき教育場に送付すること
以上の措置を爲すに當りて、標準となすべき者は、其の幼者の年齢のみに止まるべきか、又、其の年齢に關する條件如何

ドリュ氏の説明に就き、本課の討論を経るの後、採用したる決議は、左の如し、

第一、十六歳未滿の年少者に對しては、有罪、及、辯別問題を廢止して、之に換ふるに、左の問題を以

如くするを要す

第一、銀行若くは、両換商、寶玉商、及、骨董商の如き營業に對し、贋物受寄罪を豫防すべき規定を、發布すること

第二、後犯の場合と爲さずして、贋物受寄罪を、特別罪と爲すこと

第三、贋物受寄罪に関する再犯には、刑を遞増加重すること

第七問、假放免後、又は處刑滿期より、丁年に達する迄、幼者にして、其の父母後見人の、惡しき影響を受けさらしむる方法如何

一、前年羅馬にて、開設したる監獄會の決議には、幼者に對して、父母の與ふる、不良の教育より起る、痛嘆すべき結果を防止するの方法は、法官に許すに、定時限間、父母權力の全部、若くは、一部を剝奪するを以てするの條を存せり（但、事實上其の責任を証明するとき）今、此の條を採用して、第四期、監獄會は、政府より、幼者に對する父母、若くは、後見人の惡しき影響を、阻絶離隔するの義務ありと認

てするを必要とするか
一、兒童は、官の監視（後見）を必要とするか
二、兒童は、單純なる教育、及、懲治法を必須とするか、

第二、犯罪の起因、犯罪の輕重、精神發達の度、教育を受けたる場所、境界、素行、若くは、性質等に據り、兒童の所犯を酌量するものとす、而して兒童の年齢は、其の精神發達の標準として、重要なるものなり

第三、裁判所は、十六乃至二十歳までに至る、未成年者の犯罪を裁決す、而して、未成年者有罪と認定せらるゝときは、單簡なる證責法より、刑法に定めたる普通刑に至るまでの間に於て、之を審判し、務めて、刑の宣告區域を濶大ならしむるを要す
總會は、該問題を以て、次回の監獄會に移すの議に決せり

第六問、贋物の受寄、及、藏匿者を制して、良く實效を奏せんとするには、如何の方法を用ふべきか

答案
贋物受寄罪を制して、實効を奏せんとするに、左の

定す

二、法官は、犯罪ある幼者の父母、不能力なるとを証明したるときは、懲治場、慈惠所或は、公立、私立に屬する教育場の監視教育に、委託するものとす、而して、此の委託时限は、其の成年に達する際に至りて、竭盡することを、裁定するものとす、又、父母の權力を、禁止限制する所の、廢合を定むるは、官廳（裁判若くは行政）并に、右に掲げたる場所に、屬するものとす

三、處刑若くは、懲治時限の終結する前に、監獄若くは、懲治場より、放免せられたる幼者は、裁判官の特別決議の必要あるにあらずんば、宣告せられたる時限まで、後見（監視）權力の下に、立つを要するを分擔せざるへからず

五、父母の權力を、阻絶若くは、限制せしめたる所の場合一變して、幼者を、道徳上の危殆なく、其の両親に還付し得るに至れば、裁判官は、新に判決して、父母の權力を、幼者の身上に施行せしむるを

得るものとす
六、監獄會は、兒童の既に犯罪したる後に、百方計畫するよりも、未、罪科に陥らざる前に、之を豫防すること、必要なりと思考す、然れども、該豫防法

の件は、第七問題外に屬すと認定するを以て、後日の監獄會にて、之を討論研究し、犯罪豫防法として、官より、頑冥なる兒童の父母に嚴達し、之を教育場に入監せしむるを、必要と爲さるかを、決定せんことを希望す

第八問、在監人普通法の罪を犯す者を、裁判するには、如何なる原則に依り、裁判官と、監獄官と、其の主管を、分別すべきか、即、如何なる犯罪者を、裁判所の裁判に付し、如何なる犯罪者を、監獄内に罰すへきか

答案

在監人普通法を犯すときは、其の度合の如何を論せず、所轄裁判所の判決に付すべきものとす、但、該犯罪は、特別刑に該當するものにして、監獄内の秩序紀律を、維持するの規定に關する場合は、此の限にあらず

第一問、監獄内にて、官設工作と、請負工作とは、孰か適良なる

答案

一、囚徒の作業は、成るべく有用にして、生算的ならざるへからざるを以て、諸國、各、其の状勢に應して、如何すれば、實際上、工作の供給を爲すを得て、監獄作業規則、及、其の必要に適應するかを調査し、或は、官設作業法を用ひ、或は請負作業法を用ふるを要す

二、作業は、監獄の重なる部分なるを以て、刑罰實施の資格を有する官憲を編成して、管理するを要す、故に、囚人を委任して、一私人の利益に供するを得ず

三、官設作業法は、最善く、作業其の他の順序整頓を、容易にするを得、然れども、公共の利益となるべき工作を、編成することの、困難なるを以て、請負人たる者、囚人の身体生命上を、支配するの弊害を生するにあらずんば、請負作業法を、費用するも、亦、支障なきとを、悟り得るものとす

教誨叢書第四十一輯目錄（五月分）

(五用分)

- 教誨 ○教育（在米留岡幸助）○春駒の心を誓しめ
○傳記 ○桜戸水崎基一
○温故知新 ○赤穂義士基一傳 ○大石主税（天福堂主人）
○輪小田原の外郎 ○幾何學 ○氣象臺（天福堂主人）
○勸話 ○新原素アルゴン ○紙製の鐵道車
○四言教 ○手紙 ○新原素アルゴン ○氣象臺（天福堂主人）
○家を引く話 ○北海のイソフ ○賣土者の話 ○轟と鳩の話 ○
○謡曲 ○櫻子と愛妻しと思ひし母 ○子と尋ねる父
○死後尚子と思ふ父 ○愛の愛の愛の小善 ○大善 ○子を
待つ母 ○尊婦教はれて平和を得 ○アフリカ土人の
母（渡邊望岳）

○明治近思錄（紀律）（漫川生）
○讀方 実語教 ○忠孝（天福堂主人）

教誨叢書第四十一輯目錄（明治廿八）（年六月分）（定價金四錢）
郵局金五圓
○教誨 天の道と人の力（鉄路大塚素）○終り迄忍
ム者は幸なり（桜戸水崎基一）
○人情人生の三大事力（東京植村正久）
○溫故知新 ○舊違ひ想つき（天福堂主人）
○四言教 ○或問（完）（南海逸士）

教誨叢書第四十三輯目錄(明治廿八年七月分)

八

- 教説 太平の民（鐵路大學生）○目録（柳戸原燐昭）
○宗教 新生命〇スポルツヨンの名言〇聖書（高知）
○手塚新一 伝記（伊達自得）（東京白川安宅）
○温故知新（五蘭盆會）○七夕〇愚菴治療法〇狐憑の
神經作用（天福堂主人）
○勧話 人生の梯子〇警めて待て（たば）〇三右衛
門の金言（聚宝生）〇思まれし家（出獄人某の實
歴）（長陽生）〇その餘談（漫川生）〇小より大〇
卑より尊〇清露（たば）
○先人追影錄 西郷隆盛（漫川逸民）

◎讀方 實語教(完)○實行(天福堂主人)

實語教

(完)○實行

1

(天福堂主人)

北海

同
情

10